

衆議院 建設委員會議 第四百七十七回国会 議 院 議 員 會 議 錄 第 六 号

平成十二年三月二十九日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 大口 善徳君  
 理事 佐田文一郎君 理事 佐藤 静雄君  
 理事 原田 義昭君 理事 宮路 和明君  
 理事 田中 慶秋君 理事 吉田 公一君  
 理事 井上 義久君 理事 青木 宏之君  
 加藤 卓二君 理事 龜井 久興君  
 岸田 文雄君 小林 多門君  
 松本 和那君 宮腰 光寛君  
 林田 彪君 増田 敏男君  
 野田 聖子君 蓮実 進君  
 榎田 義孝君 西川 公也君  
 榎床 伸二君 平野 博文君  
 前原 誠司君 渡辺 周君  
 上田 勇君 西野 陽君  
 辻 第一君 中島 武敏君  
 中西 續介君

国務大臣

(国土庁長官) 中山 正暉君  
 国土政務次官 増田 敏男君  
 建設政務次官 加藤 卓二君  
 建設政務次官 岸田 文雄君  
 建設政務次官 遠藤 保雄君

政府参考人

(環境庁水質保全局長) 板倉 英則君  
 (国土庁大都市圏整備局長) 大井 篤君  
 (資源エネルギー庁公益事業部長) 藤森 泰明君  
 (運輸大臣官房技術審議官) 細野 光弘君  
 (消防庁次長) 福田 秀文君

政府参考人

(運輸大臣官房技術審議官) 藤森 泰明君  
 (消防庁次長) 細野 光弘君

建設委員会専門員

福田 秀文君

三月二十三日

建設省中部地方建設局における男女平等な職場の実現に関する請願(田中慶秋君紹介)(第七一七号)

同月二十九日

愛知万博を利用した新住宅開発事業の中止に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第八五二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案(内閣提出第五九号)

○大口委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。  
 本案審査のため、本日、政府参考人として国土庁大都市圏整備局長板倉英則君、環境庁水質保全局長遠藤保雄君、資源エネルギー庁公益事業部長大井篤君、運輸大臣官房技術審議官藤森泰明君、消防庁次長細野光弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
 ○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大口委員長 これより質疑に入ります。  
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田公一君。

○吉田(公)委員 おはようございます。  
 大深度地下利用法という、かねてから過密都市では、空中を利用するか地下を利用するか、平面

利用はもう限界にきているわけでありますから、そういう意味ではむしろ遅過ぎた感があるわけでごいまして、もっと早くこういう法案ができていれば、もっと過密都市の改善につながったのではないかと、こう思っております。

私も、耳にいたしましたのは、ちょうど十年ぐらい前に、大深度地下を利用しようではないか、伺いますと、法案の準備をしたかどうかかわりませんが、しかし、十年たつて、こうして大深度地下を利用しようではないかという法律案が出てまいりましたが、この法案の提出をなぜ今日にしたのか、あるいはまた、この法案の理念とは何かということをお尋ねをしたい、そう思います。

○中山国務大臣 先生御所属の民主党の皆様方も大変この問題に御熱心に御協力をいただいていたということをお聞かしておりますが、私も、この仕事につく前から、大深度というのは、日本のような国土の場合、特に過密の大都市の中で、道路の下を、権利関係を整理しながら、いろいろな難しい問題を克服して、今まで電力とかいろいろな公共的な仕事でやってきておりましたのを見ておりました。もっと効率的なものはないかと思っておりますが、先生のお話のように、十年ぐらいになりましたら、この問題がいろいろ各地で検討されている。ちょうど私がこうして就任いたしました、どうするかという判断がありましたときに、これはぜひやろうということをおっしゃったわけでございます。

我が国でも、大都市地域において社会資本を整備する場合には、土地利用の高度化とか複雑化が進んできておることから、地上で実施することとは困難なことが増す傾向が出てまいりました。一方、社会資本整備のための用地を取得するには、地権者との交渉とか合意を経て権利を取得することが基本でございますが、その際、地権者との権利調整に要する時間が経って長期化する傾向にありまして、権利調整の難航等のために効率的な事業の実施が困難だということが多々生ずるようになってまいりました。

これらの理由から、大都市地域における社会資本整備は、主に道路等の地下利用、それから合理的なルートの設定が困難となる場合がございますので、道路の地下を中心に浅い地下の利用はよくそうしてございまして、このために、地上及び浅深度、いわゆる浅いとことでの地下に加えて、地権者による通常の利用が行われない地下空間である大深度地下を、国民の権利保護に留意をしながら社会資本の整備空間として円滑に利用するための制度を導入する必要が高まってきた、これはもう二十一世紀、ミレニアムに突入しました現代として私は喫緊の問題である、かような判断から提出をいたしました次第でございます。

よろしくお願いたします。

○吉田(公)委員 私有権に関する憲法上の解釈が変ったわけでも何でもないで、そういう意味では既にもっと前から法律案としてつくろうと思えばできたわけでありまして、パブルが崩壊して、高度経済成長が終わりに近づいて、今大変経済不況なんですけれども、一つは、これによって都市改造並びに効率のよい都市整備ができれば、公共事業、特に大都市圏に対する公共事業費というのは、私は東京ですけれども、非常に少ない。そういう意味からいつても、これを機会に大都市にぜひひとつ投資をしてみたい、そう思っているわけでありまして、この法案のメリットといえますか、この法案を施行したことによってどういふ点が都市改造できるかということでございます。大臣から、またよろしくお願いたします。

○中山国務大臣 大変大きなメリットが予想でき

ると思ひますが、今のところ予測されるものとい  
たしましては、大深度地下使用に係るルールが定  
められることにより、事業の目算が立てやすくな  
るといふこと。それから、理想的なルートが確保  
しやすくなる、直線コースがとれるといふこと  
でございます。事業期間の短縮、それからコスト縮  
減につながる。三番目には、対象事業を公益性の  
高い事業に限定したことによりまして、その反射  
的效果としての、早い者勝ちとか虫食いの利用  
とか、そういういろいろ予測される、私的な利用  
による大深度地下の無秩序な開発を防ぐという効  
果。それからまた、地表や浅い地下に比べて深い  
ほど地震に対して強いのでございまして、地震  
に対して安全であり、騒音とか振動の減少、それ  
から、景観の保護というのにも、これは電線の中  
心化なんかには大変有効に活用できると思つた  
でございますが、そういう景観の保護にも役立つ  
。またその他にあるかも知れませんが、今考  
えられる点はそのようなメリットがあると思ひま  
す。

○吉田(公)委員 この法案によつて、先ほど申  
上げたように、事業が拡大されるといふことで  
いふ、経済的にも大変いい効果があるわけであ  
りまして、共同溝の設置、電柱の地中化なんて  
ことも言われておりますが、そういう意味では経  
済の効果にも非常にプラスになるわけでありま  
す。効率のよい公共事業といふことを考えれば、  
ぜひこの大深度地下法によつて、早速でも工事  
ができるように、即、大臣の方で御検討いただき  
たい、こう思ふのであります。経済的にもよい効  
果といふことになれば、今大臣の御答弁にあつた  
ように、通したはいけれどもなかなか実施するこ  
とは難しいといふことにならないように、ぜひ  
ひとつこのことについては大臣にお願いしたい、こ  
う思つております。

経済によい効果があるかどうかといふことは、  
私は三番目に聞こうと思つたのですけれども、今  
大臣からお答えがございまして、何しろこのこと  
で四十五分もやれななというものですから、どう  
やって時間をつぶそうかと思つて、同じことを三

回も四回も言わなくちゃいけないので容易じゃな  
いと思つて居るのですが、場合によれば早目に終  
わりたい、こう思つて居ます。長くやればいい  
というものじゃありませんね。

それから、従来のやり方で地下を利用して事業  
を実施する場合と、この法案によつて大深度地下  
を利用し事業を実施する場合とで、事業費の面で、  
こういうことになるわけですね。今までは非常に  
地価が高かつた。しかし今、地価は三分の一ぐら  
いになつてしまつたから、つまり、地下を利用  
した方が土地をより安く買ひ取れる、こう  
いふこともあつて、それだけでは安いだらう、こ  
ういふこととあつて、それだけでは二重投資  
をしないようにといふので道路の下へ暗渠や地下  
鉄や地下道路なんかを入れたんですけれども、今  
度は土地が下がつちやつたものですから、大深度  
の方が安いのか、そうでない方が安いのか。

それから、日本の土木技術といふのは世界有数  
の土木技術ですから大概なことはできるわけだ  
けれども、そういう意味では事業費の面でのよ  
うな違いが出てくるかといふことについて。

○板倉政府参考人 コスト面でのうなるかとい  
うお尋ねでございますが、個別の事業によりまし  
て当然異なつてまいるわけでございますが、大深度  
地下は浅深度地下に比べて縦方向の掘削量は  
ふえますので、それはコスト増要因にはなるわけ  
でございますが、横方向のトンネルにつきま  
して、大深度地下といふのは非常に大きく引き締  
まつた層でございますので、工法的にも容易な面  
がございます。そしてまた、ルートがA点、B点  
を最短距離で結ぶといふことで短縮効果もござ  
いますので、事業費全体として一割程度のコスト  
ダウンは可能であらうといふふうに思つており  
ます。

また、事業期間の短縮効果とか、御指摘のよ  
うな用地を買わなくて済む軽減を考慮しますと、さ  
らにコストダウンが可能ではないかといふふう  
に見込んでおります。

○吉田(公)委員 時間があつたから答弁をもつと長  
くしてもいいんだよ。

次に、政務次官にお尋ねいたしますが、こんな  
ことを言うのは珍しいんだよ、答弁を長くしてく  
れななという話は。政務次官、長くにどうぞ。市  
長の御経験もございまして、遠慮なくやつてくだ  
さい。

この法案の適用を受ける具体的な事業として例  
えばどのようなものが想定されるかといふこと  
でございますが、早速手をつけなきゃならないとい  
う緊急の課題といふものがあるのかどうか、政務  
次官にお尋ねしたい、こう思つております。

○増田政務次官 お答えを申し上げます。  
声がちよつと風邪で悪いので、おわび申し上げ  
ます。  
この法案の適用を受ける具体的な事業はどのよ  
うなものがあるかとお尋ねでございますが、  
この法案は、大深度地下の適正かつ合理的な使用  
とともに、公共の利益となる事業の円滑な遂行を  
目的としたしております。

現在でも、大深度地下に相当するよう深い地  
下が、超高压送電線それからまた上下水道、それ  
以外にも地下の河川とか地下鉄とかいろいろある  
わけでございますが、生活に密着したライフライ  
ン施設を中心に利用されているというのが実情で  
あります。

通常、道路の地下に設置されるために、曲がり  
くねつたルート、そういう設定を強いられること  
は先ず。そういう例が多数存在していることは先  
生も御案内のところかと思ひます。本法によつて、  
このようなライフライン施設あるいは地下鉄、地  
下河川等の公共施設がより円滑に実施される  
ことが見込まれるところでありまして、関係事業  
者も期待しているだらう、このように見ており  
ます。

よろしく御協力をお願い申し上げます。

○吉田(公)委員 大深度地下のように、御承知の  
とおり、深い地下の利用は通常では想定されな  
いし、普通の所有権が及ぶところの所有者にとつ  
ては、大深度といふことで利用価値はありませ  
ん。したがつて、土地所有権は及ばないといふこと  
が

考えられますが、この法案でこの点についてどの  
ように考えているのか。

○板倉政府参考人 土地所有権との関係について  
のお尋ねでございますが、御案内のとおり、民法  
二百七条におきまして、「土地ノ所有権ハ法令ノ  
制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」とされて  
いるわけでございますので、大深度地下にも形上は土  
地の所有権が及んでいふという理解に立つて  
わけでございます。

ただし、先生御指摘のように、地権者によつて  
通常使用されない空間、この通常といふのは現在  
存在する超高層ビル等を想定しているわけござ  
いまして、通常利用されない空間であり、公益性  
を有する事業のために使用権を設定いたしまし  
ても実質的な損失がないだらう、そういうこと  
で、原則として事前の補償は要しないという整理  
をしたわけでございます。

ただし、例外的に補償を要する場合もないとは  
言えませんが、事後的に請求を待ちまして補償  
することとしまして、権利保護に遺漏のない仕  
組みたところでございます。

○吉田(公)委員 地表部や浅い地下を利用する場  
合の手続といふのはあると思ふので、当然、  
大深度だから四十メートル以下はいいけれども、  
それ以上の浅いところでは従来のように地下権  
といふものを持つて居るわけ、そういう場合には、  
手続的には四十メートルのところはいいとして、  
それから上へ上がつてくる場合に二十メートル、  
二十メートル、十メートルといふことになるわけ  
ですが、その点については、その都度、深度が浅  
くなるたに手続の手法が違つてくるのではない  
か、そう思ふのですが、その点どうなんでしょう。

○板倉政府参考人 お尋ねの大深度地下の施設と  
いふのは、御指摘のように、地表部とかある  
浅深度とつながるといふことが重要でござい  
ますので、その浅深度あるいは地表部につ  
きましては、従来から、任意買取とか、ある  
いは道路占用許可とか、土地収用法に基づ  
く使用権の取得といふような方法がとら  
れてきたところでございます。

このうちの土地収用法というのは、御案内のとおり、公共目的のための土地の収用、使用に関する一般法でございます。同法は、土地の収用、使用に伴って補償すべき損失が存在する、通常発生するという前提のもとに仕組みが組み立てられておりまして、事前に権利者から権利を取得するために補償金を払ってそれでその事業に取りかかる、こういう仕組みになっているわけでございます。

一方、今回御審議いただいております本法案は、通常の土地の利用が行われない大深度地下空間を対象とすることから、公法上の使用権の設定を先行させても損失は発生しないであろうということで、その推定のもとに制度を組み立てておりまして、事前の補償手続は不要としているところでございますが、先生御指摘のとおり、地上につながる大深度地下施設というのは機能を全うできませんので、そこら辺は土地収用法等の関係法律と緊密な連携をとってそういう問題に対処していく必要があるというふうに考えております。

○吉田(公)委員 だから、四十メートル以下の入については利用権だけだ、所有権はない、こういう判断だろうと思うんです。ただ、具体的に補償の問題になったときに、おたくは四十メートルだから補償はない、おたくは三十九メートルだから補償になるんだ、こういう何メートルかを離れて技術的にそういう問題が残ると思うんですが、その辺が非常に難しいと思うんですね。Aという人の地下は四十メートルだ、隣の家は三十九・八メートルなんだということがあるわけで、そういう場合なんかは具体的に、それはもうしょうがないのかな。

○板倉政府参考人 今回御提案しております大深度法案におきましては、外形的に大深度地下の定義を設けてまして、今御指摘のとおり、通常の場合には四十メートル以下、そうでない場合は支持層の上面から十メートル以下ということでやっているわけでございます。後段の方は支持層が特定できるという前提でそういう制度にさせていただ

いているわけでございます。

そして、そういったところについては、外形的に特定をいたした上で本法案の特別の手続要件を適用していくという考え方でございまして、今御指摘のような問題につきましては、一応四十メートル以下ということで外形的に割り切りをしていて、あるいは支持層から十メートル下のところ以下を大深度とすることで割り切りをしている、このルールによって今後は運用されていくことになるだろうというふうに思っております。

○吉田(公)委員 所有権はある、しかし利用権はないということなんですが、そうすると、利用権がないから利用権補償というのはいらないと、所有権はあるということになりますと、四十メートルだろうが五十メートルだろうが所有権はあるんだと。したがって、私は、所有権を持っていくんだから、むしろ民法上は利用権よりか所有権の方が強いわけですが、所有権を主張されていくことになりまして、補償だとか法律上の問題はどうかなるかということなんです。

○板倉政府参考人 この法案におきまして、先生の御指摘の問題は法律上としては一番大きな問題でございまして、土地所有権との関係と本法案によりまして設定いたします公法上の使用権との関係はどうなるかということでございます。これは、先ほど申しましたような形で大深度地下を一応定義しまして、それを外形的に把握した上で本法の手続を適用していくことに整理をさせていただきますというところでございまして。

したがって、土地所有権は当然その大深度地下部分についても及んでいられるわけでございますが、判例通説等では、利益の及ぶ範囲を所有権の範囲と理解することが大方の理解のようでございますので、したがって実質的な損失はないと推定されるということで、今回の制度の構築が可能になったというふうに理解しております。

○吉田(公)委員 これは土地収用法が適用されるのかどうかということが一つ、それから、よく大規模工事をやったりするときに環境影響評価と

いうのをやるわけですが、大深度法にはその環境影響評価というものがいいのか。それから、さっき言ったように問題点はどうかになっているのか、この二点。

○板倉政府参考人 御指摘のとおり、土地収用法あるいは環境影響評価法というのがございまして、今回の大深度法案というのは新法でございますので、土地収用法との関係で申しますと、土地収用法が一般法で、大深度地下法は大深度の特性にかんがみ特別法である、こういう理解でございまして、両制度が併存している状態でございますので、大深度地下を利用する場合に、従来のように土地収用でいけないことはございませんが、非常に手続が煩雑でございまして、恐らく今回の大深度法の手続に沿って使用権の設定を求めてくるようになるだろうというふうに考えております。

それから、環境影響評価法との関係で申しますと、本法に基づく使用権の設定に際しましてはアセス手続をとっていることが前提になりまして、アセスの終わったものについて使用権の申請をしていただくということで両法の整合性を図っているところでございまして。

○吉田(公)委員 要するに、環境影響評価というのは必ずやるというわけじゃないんですね。

○板倉政府参考人 御指摘のとおり、環境影響評価法というのは対象事業が決まっておりますので、対象にならない事業もございまして、それにございまして、本法に環境の保全上必要な特別の配慮をしなきゃいけないという規定がございまして、それを受ける形で基本方針というのを定めるわけでございますが、環境保全に関する基本方針の中で、環境影響評価法が適用されないような事業で本法の対象事業につきましては本法の中で十分対策をとる、そういう仕組みにしているところでございまして。

○吉田(公)委員 例えば、工事をやる場合に地下水流なんかに影響を与えることも多々あると思えますし、それから、最近は大都市では井戸はあり

ませんが、防災対策上井戸をわざとつくっているところもございまして。その際に、この工事手法でいて地下水脈や井戸が割れたときにはどういう対処をされるのかということもございまして。

○板倉政府参考人 地下水の問題というのは、大深度地下については特に留意をしなければならぬ問題というふうに私も理解しております。大深度地下水の特徴といたしましては、高い地下水圧を受ける、それから大深度は、地下水脈がございまして中深度あるいは浅深度と異なりまして地下水の流動がほとんどない、非常に遅いということが言われております。

それで、その高い地下水圧が作用することに対して、横方向にトンネルを掘削するということをやるわけでございますが、最近のシールドマシンの技術進歩によりまして、密閉式シールド工法というものを採用すれば地下水にほとんど影響を与えずに掘削することが可能な段階に至っております。

それから、縦方向に掘削していく場合でございますが、これはやはり地下水にかかる場合が過去にもございまして、これにつきましては、掘削に際しまして地下水に影響が起きるだけではないように適切な工法の選択ということでございまして、例えば連続地中壁を設置する場合に粘土層まで届くように設置するということによりまして、影響を最小限にとどめることが可能かと思えます。

それで、こういう工事をいたしました時たま井戸が割れるというようなことが、実際そういう損害が発生することもございまして、これについてどう考えているかということでございまして、まず、公共事業の施行に伴います井戸が割れた問題というのは、私どもが今まで議論しておりました損失補償の世界とは違って、いわゆる損害賠償の世界であるというふうに理解しているところでございまして。

そして、先生の御指摘いただきましたような損害が実際に生じた場合には、その生じた損害に対

して補てんすることになるわけでございますが、あらかじめ損害の発生が見えされる、あるいは把握できるといときには事前に賠償をするように基本方針等で指針を示していきたいと思つておるところでございます。

いずれにしましても、地下水の問題というのは非常に大きな問題でございますので、事前の調査を前広に行うように事業者に求めるとともに、損害が現に発生した場合には速やかに適切な対応をとるよう慎重に指導してまいりたいと思つております。

○吉田(公)委員 いろいろ小冊子がありますが、この中で、「トンネル豆知識」、新開門トンネル、それから東京湾アクアライン、関越トンネル、「世界で一番長い道路トンネルは、」こういうことでありまして、大深度やるときに長いトンネルのことを一生懸命説明したつてしようがないんで、一番深いトンネルというのはどれなのかということでございますが、どれなんですか。一番長いというのは書いてあるけれども、長いのじゃなくて深いというのを言つてくれなす。

○板倉政府参考人 失礼いたしました。トンネルで一番深いのは何かとお尋ねでございますが、私どもの把握しております、これは南アフリカの例でございますが、鉱山のためのトンネルが三千五百七十八メートルに達しているということ資料で把握しております。

○吉田(公)委員 いや、アフリカのトンネルじゃなくて、できれば日本のトンネルを言つてもいいたいんだ。アフリカなんか行ったこともないのに。

○板倉政府参考人 大変失礼しました。我が国のトンネルの例で申し上げますと、関越トンネルが土かぶり約一千メートルということ、一番深い方に属すると思つております。

○吉田(公)委員 大深度地下法という法律をぜひ通して、そして都市に利用することによって、経済効果は上がるし、都市基盤整備にもつながるし、遅すぎた感がありますけれども、ぜひこの法律案

を通して、具体的に建設省でこの法案が即適用して実施できるようにお願いをしたい、こう思つております。

いろいろ質問はありますけれども、これ以上やっていると一般質問みたいになつちやうて、大深度法はとにかくせひやつてもらいたい、しかも工事もせひやつてもらいたいということにした、こう思つております。

十六分残つております。次は宮腰さんの質問の番のようでございますが、基本的には大臣がいるときに質問をする、こういうことですから、宮腰さんに大臣がいるときに質問をさせてあげようといういい気持ちで、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。○大口委員長 宮腰光寛君。○宮腰委員 吉田先生の御配慮で、大臣のおいでになる時間帯に質問ができるということでありまして、厚くお礼を申し上げます。

この大深度地下利用法、極めて大きな意義のある法律だと思つております。とにかく、土地所有者への事前補償を原則不要とするということによりまして、大都市での公共事業、公益事業が難航する最大の原因となつております用地問題を回避して、事業期間の短縮とコスト削減が可能になるということでありまして、本当に極めて重要な期待をされている法案ではないかと思つております。

先ほどの御答弁にもありましたけれども、これまでも、超高压地中送電線や上下水道のトンネルあるいは液化天然ガスの地下タンク等のライフラインの施設を初め、鉄道や地下河川でも大深度利用の実績がありますけれども、先ほど大臣からおつしやうたように、早い者勝ちあるいは虫食いのような利用を防ぐためにも、早期に大深度地下利用法を制定し、利用のルールを定めることは大きな意義があるというふうに思つております。

そこで、この法案が成立することによりまして、

具体的にどのような事業が進んでいくということ想定しておいでになるのか、大臣にお伺いしたいと思つております。

○中山国務大臣 先生のお話のとおりで、大変これは希望的な、日本のインフラストラクチャーが進展する上にも大変効果的なものであらうと大きな期待をいたしております。それで政府提案として、一にかかつて国家的な大計画の礎を築くものだ、私はこう思つております。

大深度地下の適正かつ合理的な使用というのは、公共の利益となる事業の円滑な遂行を目的とするものというところで、現在でも大深度地下に相当するような深い地下が、超高压送電線、上下水道等の生活に密着したライフラインの施設を中心利用されておりますけれども、通常、道路の地下に設置されるため、曲がりくねつたルートの設定が強いられるのが多数、今までのいろいろな進捗状況に影響を与えるようなことが多かつたわけでございますが、本法によりまして、このようなライフラインの施設、地下鉄、地下河川、公共公益事業の円滑に実施されることが見込まれまして、関係事業者も大きく期待をしております。

今三大都市圏を大中心にしておりますけれども、将来は、これは日本列島と言わず、アジアの諸国とつながっていく大きな効果、例えばドーバー海峡なんかにも大トンネルができたわけでございますが、私なんかは、これはロシアの国会議員にも話をしましたが、やがてシベリア開発なんというものは、日本の東北、北海道を開発するには、これは大きな大深度でシベリア大陸ともつながる可能性のあるものに発展していく、鉄道を走らせれば、また、チューブ方式でやりますれば、これは安全には最も適した交通機関になる可能性もあるわけでございます。私は、二十一世紀の夢は、そういう意味でのいわゆる世界的な規模で地下を使つたいいろいろな交流にも、これは将来の夢でございますが、発展していくものと考へて

おります。○宮腰委員 大変大きな夢だというふうにおつしやいました。将来は日本列島全体に、あるいはアジア、世界にということですが、当面この法律の適用地域をどうするかということについてお伺いしたいと思つております。

今ほど大臣も、現在のところ三大都市圏を想定されているということでおつしやいました。この適用対象地域については政令で定めるといふことになつておまして、大深度地下を使用しようとする計画が具体化されれば、例えば政令指定都市なども対象地域にすることも検討されているのではないかとおもうと思つております。

やはり事業期間の短縮とコスト削減が可能になる、あるいは、一番の大きな問題であります、土地所有者への事前補償を原則不要とするということでありまして、浅深度地下の利用が進んでいない地域においても、例えば鉄道を、地下鉄を引くということに、浅深度地下よりも、まず何よりも大深度地下を掘つて事業をしよう、浅深度地下があつても大深度地下をまず使いたいという構想が当然出てくると思つております。当面は三大都市圏を想定されているということでありまして、これも、事業が具体化されるということになりますと政令指定都市なども対象に含めてもいいのではないかとおもうと思つております、いかがでしょうか。

○中山国務大臣 先生の御指摘のとおりだと思います。今、十二の指定都市があると思つておりますが、本法は、土地利用の高度化とか複雑化が進んでおります大都市地域において、公共の利益となるような事業の効率的な実施が困難となつておる状況を踏まえて制定しようとするものでござりますので、当面は対象地域とすべき必要性の高い地域として三大都市圏ということをお想定いたしておりますが、その他の地域におきましても、人口の集中度とか土地利用の状況等の事情を勘案しまして、大深度地下を使用する具体的な必要性に応じて、政

令で機動的に対応をしてみたい。

これは、これから中央省庁も一府十二省になり  
ますので、広域行政というものが各都市の連携  
から、この大深度利用というものが各都市の連携  
いわゆる地方の時代と言われますから、そういう  
地方の各都市を対象にしているのと想定をして  
まいる必要がある、私はかように考えております。  
○宮腰委員 これで大臣への質問は終わらせてい  
ただきたいと思っております、あとは政務次官にお  
願いたいです。

次に、大深度地下の使用権についてであります。  
この大深度地下利用法によります使用権と土地  
所有権の関係でありますけれども、憲法第二十九  
条第三項に、「私有財産は、正当な補償の下に、  
これを公共のために用ひることができる。」ある  
いは民法第二百七条に、「土地ノ所有権ハ法令ノ  
制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」という土地所  
有権に関する規定があります。

今回、大深度地下における使用権の設定に当  
りまして、土地所有権に対する事前補償を原則不  
要としたけれども、どのように法的に調  
整がなされているのか、政務次官にお伺いしたい  
と思っております。

○増田政務次官 お答えを申し上げますが、民法  
第二百七条におきまして、「土地ノ所有権ハ法令  
ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」というふう  
にうたわれておりますが、ただいま先生が申され  
たとおりであります。大深度地下にも土地所有権  
は及んでおりまして、大深度地下には地権者によつて通  
常使用されない空間であり、本法により、公益性  
を有する事業のために公法上の使用権を設定して  
も、地権者に実質的な損失が生じないと考えられ  
ることから、使用権の設定手続を先行させること  
としたわけでありまして、

その際、国民の権利保護に遺漏のないよう、例  
外的に損失がある場合には、事後的に請求を待つ  
て補償することとしております。  
以上でございます。

○宮腰委員 使用権の設定手続でありますけれど  
も、この法律の中でもいろいろな形で土地所有者  
の権利保護ということがうたわれております。具  
体的にどのようにその権利保護が図られているの  
か、あるいはまた第四十一条で、土地収用法に基  
づく処分について、行政手続法第二章の「申請に  
対する処分」あるいは第三章の「不利益処分」の  
規定は適用しないということになっておりますが、  
その理由はどのようなことになっておられるのか、伺  
いたいです。

○板倉政府参考人 使用権設定に際しまして本法  
が予定しております手続を簡単に申しますと、ま  
ず、使用権設定の処分を行う使用権設定大臣たる  
国土交通大臣あるいは都道府県知事は、事業者に  
対して、地権者への説明会の開催等の周知措置を  
まずとってほしいということをお願いすることがで  
きます。それからもう一つは、使用権の設定に当  
たりまして、あらかじめ、これは都市計画法とか  
収用法と同じでございますが、一般公衆に対する  
公告閲覧を行い、あるいは地権者を初めとする利  
害関係人が設定権者に対して意見書を提出するこ  
とができる、さらに、使用権設定権者は、必要に  
応じまして、公聴会を開きまして一般の意見を求  
めることもできます、というようなことで、権利  
保護に十分配慮した規定としておられるところで  
ございます。

それから、お尋ねの行政手続法との関係でござ  
いますけれども、本法では、当事者間で補償の額  
の協議が不調に終わったという場合には、土地収  
用法による収用委員会の裁決を求めるということ  
と、土地収用をちよつとおかりするということに  
いたしておりますが、その処分は、土地収用法に  
定める、より権利保護に手厚い特別な、準司法的  
な手続と通常言われておりますが、そういう手続  
を経て慎重に行われますので、土地収用法もそう  
でございますが、行政手続法の規定は不適用とし  
たところでございます。

○宮腰委員 次に、使用期間についてであります。  
国土交通大臣または都道府県知事が使用の認可

をする際に、使用期間を告示することとされてお  
ります。常識的に考えまして、鉄道や道路などを  
大深度地下に建設する場合に半永久的な使用とい  
うのが想定されるわけでありまして、使用期間の  
設定についてはどのように考えておいでになるの  
か、伺いたいです。

○板倉政府参考人 本法の認可に当たりまして、  
構造物の安全性の確保ということを認可の一つの  
要件にいたしておりました、これは構造物が一定  
の耐力を有することということでございます。そ  
うなりますと、通常、大深度地下にトンネル等の  
構造物を設置する場合は、先生御指摘のとおり半  
永久的な使用になることが多いだろうと想定され  
ます。

それで、地下鉄等の実務におきましても、例え  
ば都市高速鉄道の構造物存続中というふうな、明  
確な使用期限を定めずに裁決している例がござ  
います。また、本法におきましてもこういった通例に  
従いますが、使用期間については、土地収用法に  
よる使用権の先ほど言いましたような例に倣いま  
して、特定の期限を定めず、当該施設の存する限  
りということを規定することを想定してございま  
す。

○宮腰委員 使用権の設定に伴う補償について  
ありますが、この法律には、大深度地下の一定の  
範囲における立体的な区域であつて、対象事業を  
施行する区域である事業区域内において井戸や温  
泉などの既存の物件がある場合には事前補償の対  
象となるということになっております。しかし、  
事業区域の周辺にある井戸や温泉が事業実施後に  
影響を受けた場合、あるいは水脈の関係などで周  
辺に地盤沈下等起きた場合などの補償は既存の法  
律を適用することになりまして、原則として訴え  
る側に立証責任が伴うわけでありまして、

大深度の場合、浅い地下よりも被害の因果関係  
を立証することが困難であるというふうな考えら  
れますので、基本方針の中にこのような被害に関  
する配慮を盛り込むことができないか、伺いた  
いと思っております。

○板倉政府参考人 公共性を有する事業を実施し  
ていく際に、確かに井戸がかわれるとか温泉に影響  
があるとかいう問題が、周辺への影響がございま  
すが、私どものこの法律の立場というのは、そう  
いうものを事前にできるだけ詳細に調査しまし  
て、損害が生じないように必要な対策を講じてい  
くということでございます。

井戸がかわれるという現象につきましては、事業  
区域周辺で起こる現象でございますが、これにつ  
いては、先生御案内のとおり、私どもがこの法律  
の中で決めました損失補償の問題ではなくて、先  
生御指摘のように民法の一般通則に従うというこ  
とであろうと思っております。特に、七百九条の不法行  
為責任の損害賠償の問題でございますが、これは  
裁判所の最近の実務を見ておられますが、事業に  
よつては事実上の拳証責任を起業者側にむしる負  
わせる、つまり請求者の方は、起こつた事実とそ  
の工事との関係についてある程度の蓋然性が証明  
されれば足りるということ、あとそれを否定す  
るには起業者側がそうでないということを言わな  
いと、裁判所としてはその請求者の請求を認容す  
るというような判例実務になっておられるようござ  
います。

それからもう一つは、工作物ができ上がつ  
ちやつた後の問題で、そういう井戸がかわれるとい  
うような現象が起こつた場合には、工作物の責任  
というのは無過失責任でございますので、これは  
先生御指摘のような問題は生じないと思つてお  
ります。

いずれにしても、周辺の井戸等につきまし  
ては、あらかじめの物件調査等で十分把握しまし  
て、特に損害が発生するような場合には適切な対  
応をするように基本方針の中で明確に記載してい  
きたいと思つております。

○宮腰委員 最後の質問ですけれども、大深度地  
下における安全の問題についてであります。  
法案第五条に、大深度地下の使用に当たっては、  
安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければ  
ならないと定め、第六条におきましても、安全確

保、環境保全に関する事項を基本方針の中に盛り込むということが定められております。

そこで、運輸省の方にお伺いしたいのですが、先ごろ起きた営団地下鉄日比谷線中目黒駅での脱線衝突事故に絡んでお伺いをいたしたいと思っております。

脱線が発生したカーブは半径百六十メートルでありまして、運輸省令で定める鉄道のカーブの基準百六十メートルをわずかに十センチクリアしているにすぎなかったわけでありまして。半径百六十メートルの基準を満たしていないカーブは営団地下鉄全体で二十九カ所に上るわけでありまして、そのうち、脱線防止ガードの設置基準とされる半径百四十メートル以下のカーブは十七カ所もあります。さらに、運輸省令の基準すれすれの半径百六十メートル以上百六十一メートル未満という急カーブは、事故が起きた日比谷線だけでも十三カ所もあるというふう聞いております。

地下鉄で急カーブが多いのは、運輸省令の基準をぎりぎり満たしつつ建設コストを抑えるというねらいのほか、浅深度地下においては、地下鉄の線路が民有地の下を通る場合には用地費や使用料がかかるので、できるだけ道路の下を通すために、カーブが民有地にかからないよう交差点の範囲内で曲がり込もうとするためだということ聞いております。

大深度地下を利用できるということになれば、民有地に対する事前補償が原則不要となり、極力道路の下を通るといった制約を免れて、カーブの描き方にも余裕が出る、そうならばこのような脱線事故は起きなくなると考えられるのではないかと思います。

法案第十六条「使用の認可の要件」の第五号に「事業計画が基本方針に適合するものであること」と定められておりますが、大深度地下における事故発生を一〇〇%防止するために、鉄道のカーブの基準を見直したり、脱線防止ガードの設置基準なども当然見直す必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○藤森政府参考人 一般的に地下鉄に曲線が多いということは、ただいま先生が御指摘の理由によるものが多いというふうにも私どもも考えるところでございます。

御指摘の、線路の最小曲線半径についてでございますが、普通鉄道構造規則の規定によりまして、当該線路の輸送特性に応じた設計最高速度ごとに定められております。例えば、設計最高速度が時速百十キロメートルを超える場合には六百メートル、あるいは時速七十キロメートル以下の場合には百六十メートルというふうな定められております。また、地形上等のためにやむを得ない場合には、設計最高速度にかかわらず百六十メートルとすることができるようになってるところでございます。

これによりまして、鉄道の線路が地下にあるかあるいは地上にあるかにかかわらず、線路及び車両が所定の水準に整備され、そして所定の速度で運転が行われることによりまして、通常の状態における列車走行の安全性が確保されているところでございます。

また、もう一点、御指摘のございました脱線防止ガードについてでございますけれども、これも普通鉄道構造規則及びその告示において定められておまして、曲線半径の小さい曲線等に設けるというふうな規定されております。これを受けまして、鉄道事業者が具体的な設置基準を、曲線におきます運転速度とか車両性能とか線路の状況等を勘案して定めていただいております。

御指摘の技術基準についての見直しと申しますか検討についてでございますけれども、日比谷線の事故に対応いたしました、運輸省の方では事故調査検討会を立ち上げまして、原因究明と再発防止対策というものを検討しているところでございます。

今後、この事故調査検討会でさらに詳細な検討を行っていただきまして、その検討を踏まえつつ、技術基準の見直しについても適切に対応してまいりたいというふうな考えているところでございます。

○宮腰委員 終わります。  
○大口委員長 榊床伸二君。  
○榊床委員 民主党の榊床でございます。

大深度地下の法案に対して、質問をさせていただきます。多少重複があるかも知れませんが、お許しをいただきまして、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、先ほど来からの我が党の吉田委員の質問に対してもいろいろお答えがございましたけれども、総体的に建設省及び政府の説明ではもういいことばかりでありまして、何も今回の法律について悪いところはない、このようなニュアンスで聞かせるわけでありまして、先ほど来より、地下水の問題とか地盤沈下等々、若干の指摘はあったわけでありまして、そういった問題の発生をどの程度予期しているのか、まずお聞きしたいと思っております。

○増田政務次官 お答えをいたしますが、この法案の実施によりまして、地下水の湧出やあるいは地盤沈下、地震、火災などの類焼など、そういった悪い点の関係はどうか考えているかというお尋ねだったと思っております。

大深度地下に想定される代表的な問題点といたしましては、ただいま御発言がございましたように、安全面では火災、地震災害の問題、それから環境面では地下水水位の低下による取水障害や地盤沈下の問題等があります。これらの問題については、臨時大深度地下利用調査会に技術・安全・環境部会を設置いたしました、それぞれの分野で専門家により約三年間にわたり慎重に審議して、問題点及び課題に対する対応策について取りまとめるところであります。

大深度地下利用については、現状では調査分析の事例が必ずしも十分とは言えませんが、この面では相当対策の進んでいる長大トンネルやあるいは超高層ビルの事例を参考としながら、今後さらに調査研究を進め、データ、知見の蓄積に努めてまいります。

本法案による使用権設定の審査に当たっても、個別具体的な事業に即して万全の対策がとられるよう慎重を期してまいらなければならない、このように考えております。

○榊床委員 今御答弁がありました何とかな審査会、それで十分にいろいろ検討していくというお話でありましたけれども、法案の中に盛り込まれておるのは、そういう形で逐一考えていくというふうな理解してよろしいのでしょうか。

○増田政務次官 おっしゃる方向であります。そこで、一つ、御心配の災害についてなのですが、この関係は、まず大丈夫だろうというふうな前提でいろいろ取り組みをしてきました。もう一つは、万が一起きたらどうかというふうなことを踏まえて検討を願った、このように聞いております。

そこで、大深度地下使用協議会についてですが、これは、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関及び関係都道府県により大深度地下使用協議会を組織して取り組んでいく、こういうふうな仕組みができていくわけでありまして、万全を期したいと思っております。

○榊床委員 私も、別にこの法案に反対をするわけではございませんが、やはり追及をするわけではございませんが、今、ちょっと気になりましたのは、火災について、大丈夫だという前提で議論を始めて、それで方が一起こったときにはどうするのだ、こういう方向に議論が行ったという趣旨のお話があったわけでありまして、火災と申すのは大体あるということ、地下でも、深いところでも地上でも同じでありまして、起きたときの問題でいくと、やはり密封されている分だけ、また深い分だけしんどくなるのではないかとこのように思いますが、火災については、大丈夫だという前提で始めたというのにはちょっといかがなものかなと思っております、これは別に質問を予定しておりませんが、いかがでしょうか。

○増田政務次官 私という言葉が足りなかつたかどうかわかりませんが、二通りに考えてももちろん研究しました。まず火災は大丈夫か、このことに対して取り組んだ、そして不幸にして起きた、このことに対してどうか、こういうような取り組みをしたと聞いていますと申し上げました。大丈夫でやっていって、あら、火事になっちゃった、大変だ、そういう意味ではございません。

もちろん、こう言うど何なんです、今日までの例を見ますと、人間の常識、知識を超えて災害は起きております。したがって、真剣に、慎重に取り組んでいかなかつたらという考え方は、先生と同じであります。一生懸命努めてまいりたいと思ひます。

○榊床委員 人類始まって以来、火災と地震というのは常にあるわけでありまして、また予測できないところまで出てくるわけでありまして、そこら辺の点につきましては、十分に御配慮、また万全を期していただきたい、このように思っております。

そういう点からいいますと、我々にも若干の御説明をいただいたところによりまして、既に大深度に相当する地域、地域といいますが、そういうところで事業が行われている。先ほど大臣の答弁の中にもありましたように、地下鉄とか超高压地中送電線とか、また上下水道というふうに、この法律に相当する深さのところ、事業がもう既にありわけでありまして、そういうところにおいて、安全面とか環境面において何らかの調査、どういふ影響が出るかというところはされておられるのでしょうか。当然されているとは思いますが、いかがでしょうか。

○板倉政府参考人 先生御指摘のとおり、既に大深度地下でいろいろな利用が進められております。その中で、いろいろな安全面の問題、あるいは環境面での知見の蓄積というのが進んでおります。一例で申しますと、トンネル等の地下構造物に長期的にどのような荷重がかかるかということをお

把握するために、荷重を継続的に観測したり、あるいは、地下水への影響ということが大事でございますが、その影響を把握するために、地下水位を長期にわたり観測している例もございます。今申し上げましたのはほんの一例でございますけれども、いずれにしても、こういった先行する事業の実施によって得られた安全上あるいは環境上の蓄積されたデータ、知見というものを、今後の本案の施行に当たりまして十分活用してまいりたいと考えております。

○榊床委員 それなりにやっておられるということですが、その結果において、安全上問題がない、環境上問題がないという結果が出ておるのでしょうか。今後の参考にしていくというのは、それはもちろんそうでありまして、結果についてはどのような結果が出ておるのでしょうか。

○板倉政府参考人 私ども、今掌握したことを申し上げますと、先ほどトンネルの例を申しましたが、トンネルにかかる荷重につきまして、大深度の場合は、土圧に比べて水圧というのが主たる支配的な荷重でございます。そういうことがわかりました。

それから、特にシールドトンネルという場合には、最近では、地下水に影響がないような密閉式シールド工法というものを採用することによりまして、高性能の防水シールを使ってその止水対策をするとか、そういうようなことで、地下水位に大きな変動を与えることなく地下の工事が実施できるというようなことがわかっております。

まだまだ十分とは言えませんが、今後とも、その蓄積されたデータをさらに内容のあるものにしていきまして、こういった最新の知見をもとに本法の運用の適正を期していきたいと思っております。

○榊床委員 別に批判のための批判をするわけにはありませんが、昨今、役所から出てくるいろいろな調査結果について、本当にそうなのかという声が国民の中に結構あるわけでありまして、ですから、いろいろな事故等々が起こって、その調査

結果に対する信頼が揺らいでいるという点もあろうかと思ひます。

ですから、必ずこの使用協議会、現在では東京、大阪、名古屋、三大都市圏でつくられるだろうというところでありますが、それぞれのところにおける調査の情報公開ということはきっちりやっていたか、知らなかつた、いやこれを隠していた、または間違っていた、それから操作していったということがあつたら、これは深いところですか、大変なことになりますので、その公開、きちんとか皆さん方に偽りなくお示しをして御判断をいただくというように、また、それについて現状はこうなので、これからのいろいろな方向性からすると、こういうことが予想されるかもわからないというように、きちんと情報公開をしてもらわないと困るというふうにして思っておりますが、いかがでしょうか。

○板倉政府参考人 先生御案内のとおり、提出させていただきますのであります。本法案の第八条というのがございまして、

国及び都道府県は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ということで、御指摘のとおり、大深度地下行政に当たりまして、情報公開というのは非常に重要な要素だと思っております。

私どもは、蓄積された知見については情報公開に努めさせていただきますし、また、事業者の側でも、そういうものを十分参考にしていただきながら、最先端の技術でこの問題に対応していただきたいと思っております。

○榊床委員 制度的にいろいろなことができません、問題は人の気持ちの問題でありますから、使用協議会を構成するそれぞれの都道府県、また中央省庁を含めて仕組みはできておりますけれども、それがきちんと動かないというふうなことの

くれぐれもないように、ちよつと生意気なことを申し上げますならば、心してそのあたりの問題をきつちりと公開していただきたい。

それで、おかしなところがあつたら、それはやめるという勇気も必要なのであります。ただ単に、一つの事業で、一度決めたからもう目をつぶってどんどん前に進んでいかなきゃならぬというのではなくて、予測される危険性があるならば、そこは一度立ちどまるといふぐらいの勇気を持ってやっていただきたい、このように思っております。

次に、この法案に対して、関係機関といひますか、事業者といひますか、当然予測できるのは、例えば電力、ガス、鉄道等々の民間事業者、またそれぞれの地方自治体ということもあつた。そこら辺から、どういふ意見がこの法案に対して寄せられているのでしょうか。

○板倉政府参考人 現在、大深度利用をお使いいただいている例としては、先ほど以来、超高压送電線あるいは上下水道等の生活に密着したライフラインが中心であるということをお申上げてまいりました。

いずれにしましても、こういった事業者は、民地の地下を通るということになりますと、地権者の一々の同意がなければいけない。東京のような非常に錯綜しているところでは、どこに地権者がいらつしやるかもわからないというふうなことで、それにすぐ時間がかかつてしまつていくということがございます。また一方、道路も相当込み合つておまして、浅いところはもうほとんど満杯に近くなつておまして、そういう意味でも、新しい大深度法案の必要性というのがあるかと思ひます。

事業者あるいは関係自治体から寄せられている意見といたしましては、この法案ができれば、大深度地下使用に係る明確なルールが定められることになりまして、事業の目算が立てやすくなるというふうなことが一点、

トについて、理想的なルートが確保できれば、ルート短縮あるいは事業期間の短縮という、コスト削減につながるような面も大きく期待できますので、そういうことで、ぜひこの制度をつくっていただきたいというような御要望をいただいております。

○榊床委員 そうすると、それぞれの関係者から、ぜひともやってくれ、こういう意見が政府の方に来ていると理解をしてよろしいんだらうというふうにも思っております。ただ、先ほどの質疑の中にも若干ありますけれども、今回の法律は、三大都市圏にとりあえずは限定している、先ほど政令都市云々というお話もありましたけれども。

私は、三大都市圏に住んでおりますから、個人的には別にさほど気にしておりません。そして個人的には、いろいろおしかりを受けるかも知れませんが、人のたくさん住んでいるところに対して、もっと建設行政が重点的に行われるべきだろというふうな個人的見解は持つてはいるものの、全体、国家的な観点からいくと、過疎過密の問題がさらに進んでいくのかもわからない、こういう危惧を抱く方も多々おられるわけでありま

す。そういう点からいくと、地方の、地方と言うと失礼でありますね、三大都市圏以外の自治体等々はこの問題についてどのようにお考えになつてくるのか。それとも、余り関心がなく、ほとんどこういう法案のことをお知りでないということかも知れません。

そういつたことも含めまして、国土の均衡ある発展という点から考えて、さらに密集地に人口が集中をして過疎過密が進むのではないかとという危惧に対しては、どのようにお考えでありますか。

○増田政務次官 お尋ねの関係でございますが、本法案は、土地利用の高度化、複雑化が進んでいる大都市圏地域において、公共の利益となる事業の効率的な実施が困難となつていく状況を踏まえまして、大深度地下を使用し事業を行う際の権

利調整のルールを明確にするとともに、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的としております。御心配いただきました関係等も踏まえながらお答えしているわけですが、特定の事業の促進をもちろん意図するものではないと存じます。したがって、御懸念のような問題は生じなからうというふうにお考えしております。

また、本法案は、大深度地下において電気、ガス、上下水道、電気通信等の生活に密着した身近なライフライン等の整備を行うためのものでありまして、まさに生活に密着した住民のための施設整備に資したい、このような考えから進めていくところであります。よろしくお願いたします。

○榊床委員 先ほど申し上げましたように、私は、今の次官の御説明に対して、それはさうだろうと。都市部に住んでおられる実感からすると、それはそのとおりだということには思ふものの、過疎過密ということから考えますと、いわゆる都市部の利便性がさらに高まるという話でありまして、この法案を通してルールを決めて大深度を使つていく。そうすると、そこを使うことによつてさらに都市部の利便性が高まるわけですね。そしてまた、上下水道も整備されて生活もよりよくなつていく、こういうことになると、またおのずと都市部に人が集まつてきやすい。これは、環境ができていくわけでありまして、そこら辺について危惧をされている人がおられるのではなからうかというふうには私は予測をしていくわけでありまして、今、今の次官の御説明によりまして、そういう懸念はないというふうにおっしゃつたわけですが、本当にないのでしょうか。

○増田政務次官 私は、逆に人口がふえない方にありますので、御心配をいただいております。

確かに、二十一世紀は都市の時代だ、一口にこのように言われております。したがつて、このままおけば嫌でも過疎過密の関係はどんどん進んでいってしまうだろう、このように考えまして、御心配いただいたような関係は、私の頭の中にもも

ちろんございます。

そこで、行政側といたしましては、今先生が御心配いただいたそれらの点を十分踏まえながら、そういうことが、できるだけ差がでないような展開がなる、こういうふうにも広くすべての行政に期待も、私も取り組んでいこう、こういう考え方でございます。いろいろありがとうございます。

○榊床委員 それ以上の話は当然なと思ひますが、とにかく、全体を配慮するにはどうしたらいいのかということについて、この法案が三大都市圏に本当に限るべきかどうかということまで議論がいくのだからというふうに思ひます。そういうようなことも含めて、また、よりよき見直しという観点からのいろいろな意味での不断の配慮、検討を続けていただきたい。

私、いつもいろいろな委員会でお話しておりますが、ややもすれば、法案をつくればもうそれで終わり、後はほかの法案の作成に入る、またほかの施策の方に重点が、たつと移りまして、あれどうなつていったんだと言つたら、いや、どうなつていましてかと言つたので、ちゃんと動いていくのですかと、さあどうでしょうかね、こういうことはないようにぜひともお願いたします。次官もそのことはしつかりと、二十年も三十年も次官をされるわけではありませぬから、引き継ぎをきつちりとしていただきたい、このようにお願ひをしておきます。

それから、一つお尋ねをいたしますけれども、昨今、地方分権化の流れが定着をしつつある。私はまだまだ十分であるというふうには認識をいたしておりまして、私は元来、地方分権といふか地方分権といふか、そういう方向を強力に推進するべきだといふ考え方を持つ一人でありまして、そういう観点からすると、今回のこの法案は地方分権化の流れと逆行するのかもしれないか、少し教えていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○増田政務次官 大変謙虚な中に鋭いことを踏ま

えた御質問なので、真摯にお答えを申し上げていきたいと思ひます。

本法案においては、地方分権の観点から踏まえながら、国土交通大臣が使用権を設定する事業は、二以上の都道府県にまたがる事業、それから国や都道府県が行う事業等に限定をしまして、それ以外の事業については、一般に都道府県知事が自治事務として使用権を設定すること、このようにいたしてございます。また、事業の構想段階から関係する都道府県の意向が十分反映されるような仕組みとなるよう、本法の対象地域ごと大深度地下使用協議会を設置することといたしてございます。

このように、本法案は、各省調整に当たつても、地方分権の観点を踏まえたとのいうふうにも理解の上でスタートをとつております。先ほどお話ございましたが、私も首長出身なので、いよいよ四月から分権が具体的にスタートしてまいります。人間においても権限においても財源においても、地方がしつかり根づいてほしいな、思ひは榊床先生と同じだと思ひます。ありがとうございます。

○榊床委員 次官は首長経験者として実感であろうと思ひます。よく、地方に任せたらとんでもないことをするのでないかという御懸念が、中央の方では漏れ聞こえてくるわけでありまして、大人と子供の関係で、子供をいつまでも過保護にする子供はいつまでも立派な大人にならない、私はこのように思つておりますから、卵か鶏かの議論でありますけれども、目の見えるところの人が責任を持つてしつかりと物を推進していく、そういう観点から強力な地方分権を進めていく、こういうことに対して、次官の政府内での力強い取り組みをぜひとも御期待を申し上げたい、このように思つております。よろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、もう既に行われている大深度に相当する地域での利用例の中で、超高圧地中送電線、こういうことの説明も先ほどありましたし、私と



も、また政府の方からお聞きをいたしてあります。この超高压、五十万ボルトというふうにして送電しておりますが、超高压をこういふものでいくと送電ロスが若干減るであろうというふうなことを聞いています。

私は、昨今、ちょうど今原案の廃棄物の問題もいろいろ議論をされているところでありまして、私も、我が国のエネルギー政策からいって、この建設とは若干ずれるかも知れませんが、この建設に対していろいろな意見があるのかとは思いますが、原案を全部やめようというのには思いません。現実的ではないわけでありまして、かつて我々が、二十年、三十年前になると私はまだ小学生でありましたから記憶してありますが、二十年ぐらゐ前の議論でいいますと、原案は結局安いのだというのが一つの根拠であった、すべての根拠ではありませんが、一つの根拠であったように思っています。

しかし、それが二十年たちますと、原案は終わった後の、後処理のお金がかかりたくさんかかるなというのがだんだん実感としてわかってきました。私は、かつてよりは本当に安いのかなというふうな思い始めているというのが正直なところでありました。

そういうような現状も踏まえながら考えますと、実はこの送電ロスを解消することによって新たな発電所をつくらなくてもこれは済むわけでありまして、送電ロスの解消というのは非常に私は技術的な、地味な意見かも知れませんが、我が国のエネルギー政策においては非常に重要な、実はポイントであろうと思っております。一〇〇の電気をつくって末端で使えるのが二〇とか三〇とかで、七〇はどこかへ途中で飛んでいって、こういう話でありますから、非常にもったいないわけでありまして、理屈で言う、発電所で一〇〇つくつたら一〇〇全部最終の消費者が使えるようになる、これは不可能かも知れませんが、減らしても、使えらるれば、今の発電量で今の大体三倍から四倍の電力が使えるということにな

るわけでありまして、その送電ロスを少しでも減らしていくということは、新たな施設をつくらなくても電力需要に対応できるということになるわけでありまして、大変重要なポイントだと私は考えているわけでありまして。

そういう観点から、通産省の方になるかも知れませんが、超高压地中送電線をいろいろな形で、大深度地下の利用についてのいいケースであるということではあります。私はこういうふうなことはもつと推進してもらいたいというふうな思いがあります。政府といたしましては、今、この送電ロス解消のための研究はどのようになされているでしょうか。それからまた、この大深度地下の利用は、こういうふうな超高压地中送電線をもつとたくさん張りめぐらすことによつて、送電ロスが少しでも減るということに資するのでしょうか。いかがでしょうか。

○大井政府参考人 お答えいたします。今、御指摘のありました送電ロス低減に向けての我が方の取り組みでございますけれども、現在超電導送電ケーブルの開発ということの研究開発に鋭意取り組んでおるところでございます。御承知のとおり、大変低い温度の領域では抵抗値がなくなるということもありますので、これが究極の送電ロスを解消するものであろうということでは鋭意やっております。

それから、大深度地下を利用しました場合に送電ロスがどういふふうになるかということでございますが、今我が国で送電ロスで失われておる電気が、五割ぐらゐあります。五割といつても、根っこは大変多いわけでございます。これをいかに少なくしていくかということは大変重要な課題だと思っております。

送電ロスは、御承知のとおり、送電路の長さに比例して大きくなるわけでございます。したがって、大深度の利用によりまして送電の距離と減らす、こういうことになりまして、また、それに加えて、電力事業者からいたしますと、電力

設備の形成というものが容易になるというふうなメリットがあるというふうな聞いております。

○榊床委員 今、五割とおっしゃいました。これはどういふことですか。五割というのは、五割しか送電ロスでなくなっていないということですか。そうすると、九五割は利用されているということになるんですか。

○大井政府参考人 送電によつて失われるロスというのは五割というところでありまして、もちろん発電所において一次のエネルギーを入れてそれが電気に転換する、これは当然もうちょっと低くなるわけでありまして、そこから発電されたものが送電路を経由して送られてくる、その過程において失われるものは五割程度、こういうことではあります。

○榊床委員 ちょっとしつこいようで、私は理料系じゃありませんので技術的なことはよくわからないんですが、要は、電気が発電所から電線に入つて、ざあつと我々の家まで来る、この間に、電気が来る間になくなるロスが、五割しかなくならない、これは一〇〇入つたら九五は来ている、こういうふうな考えていいんですか。

○大井政府参考人 そういうことでございます。○榊床委員 わかりました。ちょっと認識を新たにいたしました。また勉強させていただきます。思っています。

そうすると、超高压地中送電線の、これは今東電がやっておられるのでしようけれども、これは距離が短くなることによつてのみ送電ロスに対応できるということであつて、超高压になるがゆえに送電ロスが少し減るというところじゃないんですか。ちょっとそこら辺、教えていただきたいと思つております。

○大井政府参考人 お答えいたします。先生御指摘のとおり、超高压にすることによつて送電ロスが低減するという効果はもちろんございまして、

○榊床委員 超高压にすれば多少でも減る、こういうふうなことでありますと、超高压の送電線は

やはり地下の深いところの方がいい、こういうこととでやっておられるのだからと思つて、そうすると、各電力会社、これから新たな計画をつくる際には大深度を、これは今は五十万ボルトですが、技術的には例えば、よくわかりませんが、もつと百万ボルトとかさうなればなるほど送電ロスも減るということになるんだらうと思つて、まだ法律が通つておりませんから、どうのこのうのと同じやありませんが、今、関係事業者でこういうふうな計画はあるんでしょうか。

○大井政府参考人 お答えいたします。毎年年度末、つまり三月の末になりますと、電気事業法に基づきまして、各社の、電力会社の供給計画というのが届け出られることになっております。その供給計画ですが、今、平成十一年三月、昨年時点で届け出られたもので東京電力というのがちょっと私手元にありますので、それを見てみますと、いわゆる着工準備中あるいは着手予定の五十万ボルト送電線は、たまたまその年度においてはございませんでした。

しかしながら、比較的電圧のレベルの高い送電線ということで申し上げると、豊高輪線というのが二十七万五千、それから川崎高輪線、これも二十七万五千ということで計画が入つております。

なお、最新の平成十二年度の供給計画でございますけれども、たしかきょう届け出られることになつておりまして、ちょっと私の手元に十二年度の供給計画はございませんので、その内容については申し上げられないということでございます。

○榊床委員 これは法律がまだ通つておりませんから、通つていない法律に基づいて計画を立てることは公式的にはできない、いろいろな観点からいって、こういう超高压送電線をさらに推進していく、行政指導がいいのかどうかかわりませんが、その方がより電力会社がかうかるといふことであります、その方がいいに決まつているわけであ

りまして、そういうトータル的な意味からの指導というか取り組みというか、ぜひともお願いをしたい、このように思っております。国家のためという観点から、ぜひともお願いをしたいと思っております。

今、ちょうど東電という民間の企業の固有名詞が出てまいりましたが、この法案を見ておりました、私はこの法案ができました後は、俗にPFIと言われているものがさらに推進しやすくなるのではないかと感じているわけでありまして、なぜかという、用地買収の費用がからないうわけですね。

そこで、使用協議会で、これは民間はまだ、行政ベースの協議会であるというふうには聞いておりますが、民間からすると、その当事者からすると、大深度を使って鉄道なりいろいろな公共施設をPFIを使ってやるのがいいというふうに判断される方も私はふえてくるのではなからうかというふうに予想しておるわけでありまして、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○板倉政府参考人 今、御審議いただいております本法案でございますが、対象事業は法律上、限定列挙という建前で書いておりました、ただ、その対象事業の範囲であれば、対象事業を行う対象事業者につきましては、公共、民間を問わずこの法律が適用されることとなります。

そこで、例えば公共インフラについて、今回のPFI法に基づきまして特定事業の事業者として選定されたというふうなことを想定した場合、この法案に乗っかりまして、その事業者、民間事業者がこの大深度の事業が行い得る道が開かれた、そういうことと理解しております。

○榊床委員 今の御答弁によりまして、この法案が通った際にはPFIについての障害は若干なりともなくなる、こういうことで、PFIがさらに進んでいくのではないかと、そういう環境整備にはなる、このようなお話であったというふうに理解をするわけでありまして。

その前にもう一点だけ確認させていただきたいのですが、先ほどのどなたかの質問にもありましたけれども、用地買収コストとか、施工期間が短くなる、それからまたいろいろナルトが短縮、要するに一直線で行くとか、何か先ほどの話でありますと、全体で一〇%プラスアルファのコストが削減できるのではないかと御答弁があったように先ほど聞きましたが、それでよろしいのでしょうか。もう一回確認させていただきます。

○板倉政府参考人 御指摘のとおりでございます、大深度地下を利用する場合には、縦方向に掘る立て坑の距離は長くなりますので、それが若干のコスト増要因になることは間違いございませんが、逆に、横方向のトンネルにつきましては、非常に固く引き締まった安定した地盤を掘りますので、工法的にも容易になります、また、先ほど以来出ておりますルート短縮効果もございますので、トータル的に見まして一割程度の削減が可能である。さらに、事業期間の短縮効果とか用地費の軽減とか、そういった点も考慮すれば、さらにコストダウンも可能であろうというふうにお考えしております。

○榊床委員 要するに、コストが一〇%以上も下がる、こういうことでありますから、それは大変結構なことではないのかというふうには我々は考えておるわけでありまして、我が党としては、公共事業がすべて要らないというふうには言っていないわけではなくて、要らない公共事業はやめて要る公共事業をやりましょう、しかも、要る公共事業も値段ができるだけ安くできるものは安くした方がいい、当たり前の話であります、そういう点から主張しておるわけでありまして、そういう点からいくと、この大深度地下の法案は公共事業の事業費の削減ということに対しては効果があるというふうにお考えのわけでありまして。

そういう点からさらに申し上げますならば、私ども、今ここに我々の建設関係のネクスト大臣も来ておりますけれども、PFIの推進につきましても、建設省はそれなりに前向きであろうという

ふうには認識をいたしておりますが、ややもすれば及び腰の方が多いというふうには漏れ伝え聞いておるわけでありまして、それが当たっているかどうかはわかりませんが、私が、まだまだ不確定な話であります、そういうような認識を若干持つておるということでありまして、私どもは、PFIを推進していくに当たっては、数値目標をしっかりと掲げてやっていただく方がよい、このPFI推進によって公共事業が、先ほど言いましたように必要なものはしっかりとやっていただくというわけでありまして、事業費そのものの削減が、今おっしゃった本法が出てきましたら一〇%以上削減できるということでありまして、公共事業費の事業費削減ということにつきましても実は目標を持ってはいないんじゃないか。せっかくこういう法案が通って、実際この場でも、一〇%以上事業費が少なくなるんです、こういうふうにおっしゃっているわけでありまして、

そういうようなことについて、PFIがさらに推進されるだろうということも踏まえると、その結果としてはPFI推進の数値目標、さらにはそれに伴って公共事業削減の数値目標というものを決めてかかるいい機会ではないのかというふうにお考えしております、その点についてどのようにお考えでありますでしょうか。

○板倉政府参考人 PFI法あるいは大深度地下使用法案、いずれもまだ新しい制度でございますので、答えも一般的なものになってしまっています、恐ろしいですが、まず、目標ということにつきましては、政府として、まだ具体的な公共事業費全体の削減目標とかそういうものを試算したことはないと思っております。そこら辺、私どももちょっとよく承知していないところがございます。しかし、PFI事業が活用されまして、その事業が効率的に実施される、あるいは国や地方公共団体の財政支出が全体として削減の方向に向かうということは一般的に言われているところでございまして、そう期待しているところでございます。

本法案との関連で申し上げますならば、先ほど申しましたように、PFI法で特定事業に選定された事業者がこの法案を活用することは十分可能でございますので、そういう意味では、そういう事業については積極的に支援していきたいというふうにお考えしております。

○榊床委員 お願いをしておきたいわけでありまして、今申し上げましたように、せっかくこういう法案をつくって、いきつかけになるわけでありまして、物事には何かにつけて節目節目というものが必要でありまして、その節目をいよいよのしていく、本当にこの後のことについていよいよかかしていくということから考えますと、この法案を一つの契機として、今申し上げましたPFIの推進の目標まで立てて、だつて、これでやりやすくなるので、そういうような努力をしていただきたいた、また、必ず数値目標というのを決めて進んでいただきたいた。

公共事業の事業費削減についても、効果は同じで安くていい方がいかに決まっておるわけでありまして、結局は国民の皆さんの税金でありますから、そういうものを考えますと、これをきつかけにそのような数値目標をしっかりとつくって推進をしていただきたいた、強くお願いをし、要望をさせていただきます。

前の質問の方がいろいろありましたので、それから、若干時間があるというところでありますので、最後に私、お金ばかりかかりますけれども、元来、共同溝というものは推進をするべきだという論者の一人でありまして、共同溝をつくらせ、またいろいろなどころで掘り返す必要もない。今ちようど年度末です、あちこちで工事が行われておるわけでありまして、この間こを掘って、また掘って、何でやねん、いや、この間はガスで今度は電気とか下水とか、全然違う名目で同じところを一年じゅう掘っておるようなことがあ

るわけでありまして、あんなことは非常にばかばかしいわけでありまして。

また、景観等々も含めて、とにかく、フランスでしたかな、の方では百年前につくった共同溝が今なおしつかりとあって、非常に都市の景観等々いろいろなこと貢献しているということも聞いておりますが、そういうような前提で、共同溝というものは、私は、お金はかかっても国家の財産として長い目で推進していくべきだという考え方を保持しているわけでありまして、これまでの共同溝の実績についてちよつと教えていただければと思います。

○岸田政務次官 共同溝の整備実績につきまして御質問をいただきましたが、共同溝というものは、今先生から御指摘ありましたように、道路の掘り返し工事をなくす、あるいは景観に資する、あるいは地震等の災害時にライフラインの安全性を確保する等々、大きな意義を持っていると考えております。そういった考えのもとに、これまで公益事業者の適正な負担のもとに、低利融資等の支援措置により整備を推進してきたところでありま

実績といまして、平成十一年度末の予定で、全国で整備延長約四百三十キロというふうになっております。これは四百三十キロ、昭和三十八年に法律ができてから今日まで三十七年間でしようか、そうしますと、年平均約十二キロ弱ということになるかと思えます。近年の実績を見ますと、平成十一年度、平成十二年度、ともに当初予算で五百七十二億の予算が計上されておりました、年間約二十キロの整備を行い、また行う予定ということになっております。平均十二キロで、ここ二年ばかり年二十キロですから、だんだんペースを上げながら、トータルで平成十一年度末で四百三十キロの整備延長ということになって、これが整備実績でございます。

○榊原委員 今回の法案が通りますと、共同溝はさらに進みやすくなるというふうには私に感覚的に思うわけですが、この法案が通ることによって、コストは共同溝においても下がるのでしょうか。いかがでしょうか。

○岸田政務次官 共同溝の整備というものは、ケース・バイ・ケースだというふうにご考えておりますが、ケースによりましてはコストを下げることも期待できる、それはおっしゃるとおりだと思います。

○榊原委員 コストが下がるのであればさらに進みやすくなるわけですから、今、税金がはんばふえてたくさん増収を、言葉は不適切ですがありますが、ばらまいて公共事業をするような時代じゃありませんで、限られた財源をいかに効率よく、しかも要るものに使っていくのかという時代でありますから、そういう点でいくと、この法案の実施によって共同溝を建設するコストが下がるのであれば、さらに共同溝推進について建設省政府挙げて取り組んでいただきたい、このように思っているわけでありまして、そのあたりにつきまして、御決意というかが考え方はいかがでしょうか。

○岸田政務次官 共同溝の設置というものは、特徴として、非常に関係者が多いという特徴がございます。電力ですとか通信、ガス、上水道、工業用水、下水道等々、関係者が非常に多いわけでありまして、この辺の調整をしつかりとやりながら、コストの面も考えながら、基本的な認識として共同溝の重要性をしつかりと認識しておられますので、今後とも、計画的かつ重点的に推進してまいるのであります。

ぜひまた御指導いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○榊原委員 一応、通告をしている質問は以上で終わるわけでありまして、時間が前へ前へ倒れてきましたので、残り時間はそれをもうらうとまだ若干あるわけでありまして、通告のない質問でいくとちよつとぐあいが悪いかわかりませんが、一つだけ、今回の質問の中で気になりましたことを、通告していませんが一点だけ、お許しをいただきまして質問させていただきますか、それは、大深度地下使用協議会、これは行政ペー

スでつくられるということですが、どうも私、この約四十五分余りの質疑の中でも感じておりますが、行政ペースだけで本当にいいのかなというふうなものがどうしても離れないわけでありまして、やはり関係事業者ですか、そういうような方がここに入るのが適切なかどうかというの私もよくわかりませんが、行政ペースだけでこの協議会を推進していいのかわかるかというところについて一抹のすつきりしないものがあるわけでありまして、そのあたり、いかがでございますでしょうか。

○板倉政府参考人 協議会の運営に当たりましては、法定のメンバーといたしましては、御指摘のとおり国と都道府県ということになっておりますが、しかし、実際にそれぞれの事業を進めていく場合には、電力なら電力、ガスならガスといったような民間の事業者が入らないと、実際の協議、調整はできないわけでございます。この法律でも、そういった場合、必要に応じて民間の関係事業者を呼ぶこともできますし、また、その面にお詳しい学識経験者の方をお呼びすることもできますので、実務的には、そういう方をお招きして実際の協議、調整を行っていく、こういう格好になるかと思っております。

○榊原委員 実際にはそういうことになるんではないかと、先ほどPFIの話でも申し上げましたように、PFIの政府の基本方針ですが、結局、民間の発意を大事にする、こういうのが基本方針であるわけでありまして、要は、民間の人がやってくれようという、また熱意を持ってされることをちゃんと受けとめましよう、こういうのがPFIの基本方針の中に入っているわけでありま

そういうことからいくと、ややもすれば官尊民卑の体質の中で、こういうようなPFIが推進できるような、さらに進むような、この法案が通って、それを大深度地下の利用を推進する使用協議会、それは地下の深いところで補償もしなくていいようなところでありまして、公の方が強く

及ばなければならぬという考えはよくわかるもの、PFI推進ということから考えますと、官尊民卑の発想をできる限り払拭していただいて、そして公共事業、同じ事業を安にお金でできるというのはそれは結構なことでありまして、そういうようなことから、そういうような官尊民卑の精神を少しでも薄めていただくと心に心からお願ひを申し上げる次第であります。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○大口委員長 上田勇君。

○上田(男)委員 公明党・改革クラブの上田でございます。きょうは、大深度地下利用の特別措置法につきまして、何点が質疑をさせていただきます。このたびの法案提出に当たりまして、国土庁からさまざまな御説明をいただきました。現に四十メートルを超えるような地下が送電線とか鉄道、上下水道などで利用されており、私の地元においてもそうした事例が多いということには正直驚いておりました。

今回の大深度地下の利用を促進することによりまして、大都市部におきます各種の公共公益事業の効率的な実施に大きく資するものであるというふうな期待をしております。

きょうは、そういうことで、この法案の中身で何点が質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、きょうこれまでの質疑の中でも若干触れられてきましたけれども、今回の法案、実は、この大深度の利用というものは、昭和六十三年に総合土地対策要綱が決定されてから今回の法案提出までに、実に十二年間という長期間がかかっているわけでありまして、何でそんなに長い時間がかかったのか。省庁間のいろいろな調整があったというふうなことも伺っておりますが、その辺の理由をお伺いしたいというふうに思います。

○中山國務大臣 今お話がありましたように、昭

和六十二年でございますか、各府より大深度地下利用構想が提案されて、それから法律案をつくらうということで関係省庁間で調整をして、それから平成元年の三月、竹下改造内閣でございますが、内閣内政審議室等の十省庁による関係省庁会議を設置して、それから平成七年の六月、野沢三参議院議員を中心とした議員提案によりまして、臨時大深度地下利用調査設置法が国会へ提出されました。これは衆参とも全会一致で可決されました。平成七年の八月に、臨時大深度地下利用調査会を設置して、平成七年の十一月、内閣総理大臣から諮問がありました。それから、平成十年五月の二十七日に調査会答申を決定いたしました。内閣総理大臣に報告をして、同月の二十九日、内閣内政審議室等十三省庁による大深度地下利用関係省庁連絡会議を設置したということでございます。

どうするんだという私に判断を、議員立法でやるのか、それとも内閣で提出するかという判断がありましたけれども、これはぜひひとつ内閣で私は提出するべきではないかという判断をいたしましたのでございますが、総理大臣も大変関心を持たれておりますし、それからまた大蔵大臣からも、中身の話を聞かせろという、事前にいろいろな各省庁の評価を結集するようなお話がありまして、大深度地下利用につきまして、土地所有権との関係とか、土地収用法や公物管理権との関係とか、法律的、技術的に検討すべき課題がたくさんありましたことから、平成七年以降、臨時大深度地下利用調査会において三年間検討した、慎重に慎重を重ねてこの法案の提出にこぎつけたということ、まさに日数はかかっておりますが、それなりの基盤をちゃんと踏まえて対応すべきだということまで今日に至ったわけでございます。

ミレニアム計画として大変時期を得たものだと私は思っておりますが、平成十年五月に調査会の答申をいただきました関係省庁間のはとんどの妥結を見たということで、この際、機が熟したとい

うことではないかと私は思っております。  
○上田(参)委員 それでは次に、法案の内容につきまして何点が御質問させていただきたいというふうに思います。

この大深度地下の利用というのは、考え方としては、そもそも土地の所有者の土地利用に影響を及ぼさないと前提で、大深度の部分で公共公益事業のために利用するという考え方であるというふうに思います。

であれば、その対象地域、今回の法案では第三条で対象地域を政令で定めるということで、先ほどの議論の中でも三大都市圏ごとに市町村の名前で定めるということで、相当限定的に指定しているというようなことと承知いたしましたけれども、そもそもそういうふうな考え方であるのであれば、対象地域を限定するという、特殊な地域によって例外的に認めるといふような方法よりも、これはもともと土地所有者に与える影響が軽微なわけでありまして、全国的な共通のルールとして定めるべきではなかったかというふうに思いますけれども、そのあたりの議論というのはどういったかと思っております。

○増田政務次官 お尋ねの関係でございますが、本法案は、土地利用の高度化、複雑化が進んでおります大都市圏において、公共の利益となる事業の効率的な実施が困難となっている状況を踏まえて制定しよう、こういう考え方でスタートしております。

このような立法の趣旨にかんがみまして、必要な範囲を対象地域とする観点から、当面は三大都市圏を対象地域といたしました。その他の地域についても、具体的事業の必要性に応じて政令で追加する所存でありますので、固定的にこれというわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○上田(参)委員 三大都市圏の指定する地域が二ーズがあるというのはよくわかります。ただ、ちよつとこれは基本的な考え方の問題な

んですが、いわゆる深い地下を使うということは、その上の土地の所有者、利用者に重大な影響がないので、そういう了解なり補償をすることなしに公共のためであれば使ってもいいという考え方であるというふうに思います。どうも今の考え方だと、実は二ーズがあるので、多少の影響があつて上に迷惑はかける、所有者や利用者に迷惑はかけられないけれども、二ーズの方がゆるゆるを得ないので、限定的な地域においてはゆるゆるを得ず認めるといふふうな聞こえたんですけれども、そういうふうな考え方なんでしょうか。ちよつとその辺の整理をしていただければというふうに思います。

○板倉政府参考人 先生御案内のとおりでございますが、臨時大深度地下利用調査会答申が平成十年五月に出されておりますが、その中でも、先生の今御指摘いただいた問題についてどう考えるかということについて触れております。

とりあえず三大都市圏に限定するという考え方は、先ほど総括政務次官が答弁したとおりでございますが、要は、土地の利用が非常に稠密であるということ、実際に社会生活に必要なライフライン系統の事業を実施しようと思つても、なかなか適地がないということも現実でございますし、そういう必要性もまた大都市圏中心に多いということが確かに背景としてございます。

ただ、一方で、権利制限にかかわることであるから、財産権に対しては全国一律であるべきだという考え方も少数意見として付記されたわけでございますが、私どもはその中間を行くといひます。法律では、三大都市圏等を当面対象としつつ、事業の必要性が生じた時点でその他の地域についても検討する、そういう組み立てにさせていただきます次第でございます。

○上田(参)委員 ちよつとはかのこともあるのですが、これはこの辺におきますけれども、どうも二ーズと権利という問題が混乱しているんじゃないかという感じがいたします。もちろん、三大都市圏以外ではそれほどの二

ズがないので、とりあえず現実には支障がないのでそれは構わないんだと思うんですけども、今後検討するときに、必要性が生じたところから追加指定していくというふうな考え方というのは、逆に誤解を招くんじやないかと思うんです。どうも、大深度を使うというのは、実は所有者なり現に使用している人間に対する権利の大きな制約になるとか、迷惑がかかる、だから限定的にやっていると、迷惑がかかる、だから限定的にやっていると、限定的な地域においてはゆるゆるを得ず認めるといふふうな聞こえたんですけれども、そういうふうな聞こえを整理していただければというふうに思うわけでございます。では、お願いいたします。

○板倉政府参考人 ちよつと私の説明が言葉足らずでございましたが、土地利用についてある種の制限を課すると、その制限の妥当性というのが問われるわけでございまして、公益事業を実施する際に、そういった現実の二ーズがあるということも、制限を課すことの妥当性の中には考慮の要因として一つ入ってくるかと思つております。そういうことを勘案いたしました上で、制限の妥当性という観点も考慮しまして、とりあえず三大都市圏等に当面適用していただくということでございます。

○上田(参)委員 それでは、次の事項に移りたいと思つております。

法案の第四条では、対象事業を列挙して定めているんですが、これらの事業については、これまでの実績であるとか公共性だとかにおいて選定されたというふうに承知をしておりますけれども、同時に、土地収用法の規定に準じて記述したというふうなことも伺つたんです。これら第一号から十三号まで十三の事業を列挙しているわけですが、それを選定した理由を再度御説明いただければというふうに思います。

○板倉政府参考人 この法案を適用する対象事業の考え方でございますが、基本的には土地収用法の対象事業を念頭に置いております。ただし、土地収用法の対象事業でも、大深度地下の使用の可能性の低いもの、あるいはほとんど予想されないものにつきましては除外いたしまして、本法は、

したがって土地収用法の対象事業のうち、大深度地下利用の可能性の高い事業を法律で限定列挙するという仕組みにしたわけでございます。

○上田(男)委員 今の御説明で結構なんですが、ちょっと一つだけ確認をさせていただきたいんですが、

限定的に列挙したということでございますけれども、しかし、第四条の第十二号には、前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法の規定により土地を使用することができ都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるものという規定がございます。

そうしたら、土地収用法の規定を拝見しましたら、一号から十一号までに定められているものがその中にも入っていますし、それ以外の事業もあるんですけれども、同時にまた、この中でせつかく十一号まで限定的に列挙したのに、また全部に広げてしまっているのはどういふことなのかという疑問と、ちょっとあわせてなんです、土地収用法の中には、実に、ちょっと読んでみますと、例えば土地収用法の第三条の中の二十七号には、一般廃棄物処理施設とか、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物処理施設というようにございますし、三十三号、三十四号ではいわゆる原子力施設なども入っております。

これは政令で定めるので、当然こんな施設が大深度の地下利用には想定されないというふうにも理解しておりますけれども、どうもこの十二号というのがあると、こういった施設で大深度といえ地下を利用されるということになると、少し考え物かなというふうな考えもいたします。

その辺についてのお考えと、これは、政令で予定されているというのはどういうような事業なのか、その辺をちょっと御説明というか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○板倉政府参考人 先生御懸念の、政令で追加できることにすると事業が際限なく広がるのではな

いか、こういう御懸念かと思っておりますが、この大深度地下利用法案の対象事業というのは、収用法の列挙した事業を上限といたしまして、その中で大深度地下利用の必要性の高いものを列挙した、こういうことでございます。

それで、個別のお話が出ましたので、ちょっとそれについてコメントさせていただきますけれども、一般廃棄物処理施設とか産業廃棄物処理施設は、私ども、考え方としては拾い得る事業だと思っておりますが、今のところ、大深度を使つてこういう施設を整備しようとお考えが、今のところですが、ないよう聞いておりますので、それは事業の必要性が出た段階で検討させていただきます、こういうことでございます。

それからもう一つは原子力の関係、原子力施設の関係でございますが、これは私ども、大深度法でそれを追加指定する考えは全く持っておりません。

○上田(男)委員 当然、今度大深度の利用について、今ちょっと事例を挙げさせていただいた施設というのは想定されないということでありましたので、そのとおりでいいと思います、また今回のこの法案の趣旨からいっても、そういう施設まで含めるというふうなことは適当ではないというふうにも私も考えておりますので、今の御答弁は多とさせていただきます。

それでは次に、大深度地下利用の範囲のことについてちょっと御質問させていただきますが、この大深度の範囲というのは、やはり支持層の位置によって変わってくるわけでございます。

この支持層の高さというのはいろいろ御説明いただいた模式図などではほぼ水平に、直線に描かれておりますが、現実には必ずしも水平、一様ではないものだというふうに思います。数メートル単位程度の凹凸というものは当然そんなに珍しくないことでもありませんし、昔の河道などの地域で侵食されている場合などは、十メートル、時によっては数十メートルに及ぶような湾曲がある場合もあるわけでありまして、この支持層の位置によつ

て大深度地下の範囲が変わってくるわけでありまして、当然この大深度地下という範囲の上の面、これも水平ではないわけでありまして、

となりまして、事業者が使用を申請したときに、許可権者としては、どういう根拠に基づいてそれが本当に大深度の範囲であるのかといったことを正確に判断することができるとは、その辺の、ちょっと技術的な話かもしれませんが、お考えを伺いたいというふうに思います。

○板倉政府参考人 御指摘のとおり、東京を例にとりまして、支持層は、山の付近でございまして、数メートルから十ないし二十メートル程度、それから、下町の方へずつと行きますと、深いところでは五、六十メートルというふうな分布になつておりました、今国土庁でも、その分布状況につきまして把握すべく、地下利用マップというものを作成中でございます。ただし、それは非常に概括的な把握でございますので、個々の大深度使用の認可の申請に当たりますと、事業者が詳細にその支持層の位置と広がりを調べていただきまして、それで我々の持っている情報と突き合わせまして慎重に審査していきたい、そういう考え方でございます。

それで、支持層については、この法律は特定ができるという建前で組み立てておりますので、確かに高低はございますが、その支持層の位置が特定できるというところでこの法律の制度が適用できる、こういう前提に立つた組み立てになっております。

○上田(男)委員 もう一点、大深度の地下の範囲を使用する権利は、これは都道府県に備え置きます登録簿に記載することとなっております。先ほどの御話でも、これは土地所有権の制限、重大な支障はないけれども一定の制限であるというふうな話でもありましたが、この使用権が設定される土地が取り引される際に、そういった制限があるかどうか、これが紛らわしくなることも考えられるわけでありまして、そういう取り引の際の紛らわしさを避けるためには、これは登記するのが最もわ

かりやすいはつきりした方法なのではないかというふうに思うのですが、これは登記することしなかつた理由を御説明いただければと思っております。

○板倉政府参考人 先生御案内のとおりでございますが、本法に基づく使用権というものは、いわゆる公法上の使用権ということになっておりますので、土地収用法の場合も同じでございますが、不動産登記上は登記にないという整理になっております。

ただし、仰せのとおり、土地の取引等については、こういう制限がかかっているかどうかというのは大変重要な事項でございますので、登記にかかわる措置を講じております。

本法では、都道府県単位に登録簿というものを調製いたしました、常時それを閲覧に供する、さらには、市町村におきましては、大深度地下の使用権を取得した事業区域の範囲を図面で常時閲覧に供するというようなことを考えている次第でございます。

○上田(男)委員 最後になりますけれども、この法案の第十二条で、各種事業の事前の調整について定められております。これは、各種事業の効率的な実施のためにはとても重要な、有用な制度であるというふうにも考えておりますが、大深度については今回こういう定めが決まりましたが、どうもそれよりも浅い部分の地下使用について、各種事業間の調整が必ずしもうまくいっていないという事象があるのではないかと感じます。

短い期間に何回も同じ道路が掘り起こされたり、そういった事例はよく目にすることでもありますが、結果として、その事業費の増嵩につながりだけじゃなく、地域においても著しい不便が生じているというふうなこともよく耳にするとございまして。

この際、この法案とはちょっと離れますが、やはり国土交通省という総合的な省庁ができるわけでもございまして、そこがインフラをとりまして、大深度に限らずそういった各種事業間の調整システム、もっと浅い部分の地下使用について

もそういう調整システムをつくるべきではないかというふうには考えますが、その辺、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○板倉政府参考人 本法案の第十二条の事前の事業調整のシステムでございますが、これは先生から大変いい仕組みではないかというふうにお褒めをいただいたのでございますが、この事業調整というものは、通常の場合は、これまでは行政庁と民間事業者の間で、ネゴの世界でやってきたものでございますが、これは法律の表に出しまして、明確な調整方針のもとに調整を進めていこう、それから、できるだけ計画の早い段階、構想段階から調整をしていこう、こういう趣旨でつくったものでございます。

それで、各種法律と本法との運用面等でどういふ連携を図るのかということでございますが、例えば都市計画法は、今一部改正法を議論しているようにございますが、都市施設の区域を立体的に定める、もちろんそれによって地下についても都市計画が及ぶことがあり得るわけでございますけれども、そういったものとの調整あるいは土地取用法との調整、それから各種公物管理法がございまして、調整というのがございます。ただ、私ども、こういう先生御指摘の協議会というのをそれぞれ地域ごとに設けることにいたしまして、今申し上げたような法律を所管している国の行政機関はすべてメンバーに入りますので、そこで実質的な調整が相当程度進むのだろうというふうには考えております。

それから、今度、省庁統合によりまして運輸省と建設省等で地方整備局というのができますが、協議会の実質的なコーディネーターといえますか事務局は、その地方整備局が恐らく実質的に役割を担っていくことになると思っております。そういう意味では、先生の御指摘のような観点から調整が進むのではないかとというふうには考えているところでございます。

○上田(勇)委員 もう時間でもありますが、法案とは直接関係ないことなのでこの辺にさせていただきます。

だますけれども、公共事業に対するいろいろな批判が出る時には、同じ道路を一年間に何回も掘り起こしたとか、道路を舗装した後にまた掘り起こしたとか、そういう批判が、これは一般的な意見でありますけれども、必ず聞かれるわけでございます。そういう意味では、各事業者間のちよつと前倒しでのいろいろな事業調整をすることによって、もつと効率的な事業も図られまし、よりそういう批判に対してもこたえるのではないかとというふうに思います。

そういう意味で、今回、国土交通省という形で省庁が統合されたわけでございますので、ぜひとも、そういう一般の市民の方々からの批判にもこたえていただいて、貴重な財源をぜひ効率的、効果的に使っていただくためにもそういうふうなことに今後心がけていただきたいと思います。御要望いたしました、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○大口委員長 青木宏之君。

○青木委員 今までの質問とあるいは重要な部分もあるかもしれませんが、立場を変えての質問でございまして、お許しをいただきたいと思います。

今も、最後に事業調整の問題が出ました。ちよつと今の御答弁が、御質問の御答弁に合っているのかなと。ずっと聞いておったのですが、ちよつとはつきりわからなかったところもあるのです。今の御質問の点は、要するに、浅深度、大深度でなくて浅深度でのそういう事業調整についてのお答えを求められたのだろうと思うのですが、何かお答えが浅深度の事業調整のような感じがしたわけでございますので、私も大深度における事業調整の問題について初めにお尋ねをしたいと思っておりましたので、ちよつと私、今の御答弁がよくわからなかったものから、再度、浅深度なのか大深度なのか、それぞれ分けて御説明をいただきたいと思います。

ればあるほどこれは恒久的な施設、事業ということになるかと思えます。したがって、いわゆる早い者勝ちといえますか、先に事業が施行されますと後からそれが当然事業の邪魔になるわけでございますので、大体事業というものが公共性があるものから、事前に大体想定できるところです。こういう事業、こういう事業と。あるいは、そういう事業をやるかとする事業体、地方公共団体にしても国にもあるいは民間にしても、どういふところかということも、大体現段階で想定できる。

したがって、その協議会で事前に恐らく協議がされるであろうと思うのですけれども、しかし、そこには当然時間的なラグというものがあるわけだと思えますので、現段階において想定される事業あるいは事業体、そういうものにおいて、ある程度の先まで想定をして総合的あるいは計画的に事業調整をますすということが大深度の場合には特に必要なのではないか、そういうふうに考えますので、そのあたりのお考えも含めて、先ほどの御質問に対するお答えも含めてちよつと私からお答えを求めたいと思えます。

○板倉政府参考人 先ほどの上田先生の御質問に対する答弁がよくわからなかったという御指摘でございまして、ちよつと敷衍させていただきますが、大深度地下利用施設というのは地表部あるいは浅深度につながらないとその機能を果たし得ないということが当然あるわけでございまして、そうなりますと、地表部あるいは浅深度を対象としております都市計画法とか土地取用法とか公物管理法というような関係が出てまいります。そういった関係法律と十分調整を図りながら、大深度と地表部、浅深度との使用についてそのないよう十分に調整をしていく必要があるという観点からの御説明でございました。

それから、今の先生の御質問のポイントは、恐らく各種事業が実施時期等がまちまちで、なかなかそういう実施時期の違う事業を調整するというのは難しいんじゃないかという御指摘かと思えますが、私も、一つは大深度地下というのが残された貴重な空間でございますので、一たん施設が設置されますと撤去が困難という特性を持つておりますので、十分慎重に対処する必要があります。基本的な認識のもとに、第六条の「基本方針」におきまして、その中の一つに「大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項」というのがございますが、ここで事業間の調整のルールをきちつと示したい。

特に、実施時期の異なる事業についても、先ほど御指摘の協議会のメンバーの中にそれぞれの行政機関が入りまして、この行政機関はある程度長期的に、それぞれの所管についてどのような時期にどのような事業が行われるかというものは相当程度把握しているわけでございますので、その協議会の席でできるだけ突き合わせをいたしまして、情報交換いたしまして、適正な大深度の使用、つまり、早い者勝ちとかそういうことが起こらないように十分調整の上進めていくべき、そういうふうな運営を心がけていきたいと思います。御質問は、お答えをさせていただきます。

○青木委員 これは、結局大都市のことになるわけですので、これから別の課題として、都市再開発の問題とかあるいは中心市街地活性化とかあるいは用途地域等々の見直しとか、いろいろな意味では、いわゆる地上部ですね、都市計画とも絡んでくる、当然交通も絡んでくるわけですから、社会基盤整備も絡んでくる。だから、これは相当慎重に検討を関係者間でしっかりと、かなり長期のプランでやっていかないと、掘ってつくったわ、また計画が変わったわというふうなことが起こる心配がある。若干、そういう点を杞憂かもしれませんが危惧をしておりますので、これがスタートする段階での技術的な問題かと思えますけれども、ぜひその辺は慎重にひとつ事を進めていただくと、これには要望をさせていただきます。

それから二番目でございますが、今まで出たかもしませんが、安全性ということに関してでござ

ざいす。

いわゆる基本的な、我が国は地震を考へなきやいけません、地震といふことについては、大深度はそれ以上の部位に比べては非常に安全性が高いといふ意味で非常に価値があるといふふうには思ふわけでありすが、一つ、今言いましたように一回やりますと、それはかなり長期間、工事費もかかるわけですし、その場所をずっと占有するわけです、施設の老朽化の問題あるいは耐用年数の問題。

普通のトンネルみたいな考へ方になるんでしようが、トンネルでもこの間うち、いろいろコンクリートの剝離なんかあったわけでありますと、また、仮に何か想定せざる事故が起こったりあるいは老朽化が起こったりした場合には、当然改修したりあるいは補強したりしなざるやなりません。したがつて、それにもかなりいわゆる手間がかかるといふふうには想定をされるわけですけれども、普通の地上、地下あるいは浅深度に比べて、今回の大深度の設計施工に当たつて、その辺はかなり強度等をより必要以上に要求されることを考へておられるのか、あるいは従来どおりの地上、地下と同じようなやり方ではないかと考へなつか、そのあたりを少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○板倉政府参考人 先生御指摘のとおり、確かに大深度といふのは後々掘り返したりすることがなかなか難しい施設でございますので、施設の設定に当たりましたは、その構造の耐久性といふことに十分着目して認可する必要があると思つております。

私も、この大深度施設を想定する場合に、先ほど以来申しておりますように、地上におきまして超高層ビルが建つていてもその地下を使うといふ前提で構造物の耐久性を考へております。具体的には、シールドのセグメントの厚さを十分上部の荷重に耐えられるようなしっかりした構造にするといふような、これは一例でございますけれども、当然そういうことが必要だといふふうには考

えておりまして、これはいづれ基本方針あるいは技術指針の中で明確にしていくべき問題だと思つております。

○青木委員 それで、いわゆる離隔距離、支持層から十メートル以下を大深度とするといふことになつておりますが、今度は、大深度の施設と施設とA施設とB施設あるいはC施設との離隔距離といふものは何かお定めになられるのか。といふことは、これは専門家がやられることですから間違ひはなかつたかと思つておられます、穴をあけておくわけですので、どんどん、どこまで穴をあけていったらいいか。

例えば、今のシールドの径は十二メートルが最大だといふふうには聞いておりますが、それでほとんどの事業は事足りるとするの、あるいは将来またもつと大きなものが必要となつてくるのか。そういうこともいろいろ考へたりして、要するに、離隔距離といふものは技術的に何か考へておられるのか。そういうものは必要ないのか。

要するに、地盤沈下、落盤等の危険性といふものを、これから事業を行つていくについて全く心配する必要はないかといふことなのか、そのあたり、ちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○板倉政府参考人 離隔距離の考へ方でございまして、この法律の適用される問題について申し上げますと、支持層に到達する基礎ぐいにつきまして、我々、技術部会で種々検討をいたした結果、支持層を支えるぐいの太さの二分の一の貫入があれば、ほぼその構造物の安全といふ面からいへば大丈夫だ、こゝういふことを参考にいたしました。その際に、基礎ぐいの抗径の最大値は大體四メートル程度でございますので、まあ二メートル程度貫入すれば大丈夫だろうと。さらに十メートルといたしましたのは、その二メートルに加えて、工事を施工する際に振動等の観点から配慮する必要があるといふことで、そういった振動などの物理的な干渉を避けることと安全サイドをとりました、十メートルといふふうには決めさせていたところでございます。

それから、関連しまして、建築物はそういう関係でございますが、大深度地下施設同士はどうなるのか。この問題につきましては、大深度施設の種類によりまして、例えば、上に行く方がいい、下に行く方がいい、あるいは共同化できるものは共同化するというようなことが出てまいりますので、大深度地下施設相互の事業の調整方針につきましても基本方針の中で何らかの形で触れさせていただくように考へたいと思ひます。

○青木委員 参考までにお聞かせをいただきたいんですが、この大深度、大體百メートルまで技術的には可能といふ現代のレベルだそうですが、百メートルまで想定をして、いわゆる核兵器で直撃されたとわかりましたら御参考までにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○板倉政府参考人 初めにあらかじめお断りをさせていただきますが、本法の対象事業は法律で限定列挙するといふことを基本としたしております、核シールド等について対象事業にすることは考へておりません。

ただ、せつかくのお尋ねでございますので、私もちよつと専門的な知識が足りない面があるかと思ひますが、確かに御指摘のとおり、ヨーロッパ等、あるいはアメリカでもそうでございますが、地下を核シールドとして使つておられる例があるようでございます。

○青木委員 それでは次ですが、私がちよつと心配しておりますのは、事業の中断後の措置といふことについてであります。

ければ結構なことですが、万が一ということとを常にやはり考へていくということが大事です、事業が中断された場合、三十八条で原状回復義務といふものが規定をされております。法律の規定はいいんです。これでいいんです。原状回復、要するにもとへ戻しなさい、これはいいんです。

ですが、事実上、法律があつてもそのとおりにならないといふことが世の中あるわけであつて、地方公共団体がやつたり国がやつたり、あるいは大手の民間企業等がやるからそんなことはないといふことを考へて、要するに回復が不能の事態、回復されないといふことになりますと、現在の法律上はいわゆる行政代執行という格好で一応整備はされておるわけですので、それでやればできると理屈上はなるわけです。例えば豊島のごみの問題にしても、要するに現実に履行されない、原状回復されないといふことが現に地上では起こつておるわけですので、では、大深度においてそういうことが一応想定された場合どうしたらいいのか。

仮に、そこで次に事業をやらうと思つても、中断して穴があきつ放しではつたらあつたら、そこを通りたいがという場合もあるわけですね。そうすると、それがあつたら認可されないといふ事態になるのか、あるいは、そこをやりたいならあなたが原状回復してやりなさいといふのか、その辺がちよつとはつきりしませんので、ある程度の御説明をお願いしたいと思ひます。

○板倉政府参考人 先生御指摘のとおり、三十八条といふのがこの法案にございまして、事業を中止や廃止した場合には、報告、届け出を義務づけるとともに原状回復の責務を課しているわけでございます。

それで、私も、私どももいたしましては、その点につきまして、事業者は安全の確保とか環境の保全という観点から見て問題がないように措置した上で、例えば砂で埋め戻す等の適切な原状回復を求めるといふようなことを、今後、基本方針あるい

は技術指針等で検討してまいりたいと思いが、法律上課せられた義務に対して、履行しない場合はどうなるかというところは確かにあるわけがございます。これは一つは、そこに工作物が残るといことがありますが、民法上の不法行為、工作物の無過失責任を問えるということが一点ございます。それから、使用期間が終了しますと所有権が完全にもとに戻りますので、所有権に基づく原状回復請求も可能になってまいるかと思ひます。

それでもなおかつ目的が達成できないという場合には、仰せのとおり行政代執行によらざるを得ない、こういうようなこととございまして、余りの確に先生に御答弁できないわけでございますが、そういった関係法律を使いながら、法律に課せられた原状回復義務の実効を確保していきたいというふうに考えております。

○青木委員 なかなか現実問題というのは、法律で全部取り仕切るといのも難しいわけですが、しかし法治国家ですから、法律はつくっていかなければ、これは国会の仕事でもあるし我々の仕事でもあるんですが、現在の行政代執行が、現実問題効果を上げていないという面もあるわけですので、直接のあれではないですけれども、大臣ちよつとそのあたり、一般法になりますけれども、若干関係しますので、大臣から一言お答えいただければと思ひます。

○中山国務大臣 先生の御指摘、貴重な御指摘だ、あらゆる問題を想定しておかなければならないという前提に立ちましたら、先生の御心配は、特に一般の目に触れない大深度でございますから、その辺の配慮をしなければならぬと思ひております。

使用権の設定に当たりましては、そもそも、事業を遂行しないおそれのある事業者の使用権の設定を行わないようにすることがまず大前提だと思ひます。それから、事業遂行能力の審査につきましても最善の注意を払ひまして、そういう資格とか能力とか、そんなものを慎重に検討する

所存でございます。

また、万が一、事業の廃止などによりまして大深度地下を使用する必要がなくなったときには、本法上、事業者は、まずその旨を国土交通大臣、来年の一月六日からのこととございまして、また都道府県知事に届け出をしなければならぬという三十条の規定、また次に、遅滞なく安全の確保及び環境の保全のための必要な措置をとらなければならないという三十八条の規定、そういう義務を負うことになりまして、事業者は具体的に、安全の確保及び環境の保全の観点から問題がないように措置した上で、砂で埋め戻す等の適切な原状回復の措置をとる。

それからまた、事業のために設置された工作物により損害が発生した場合には、事業者は民法七十七七条、国家賠償法の第二条により、一種の無過失責任を負うことになると思ひます。

これらにもかかわらず事業者が適切な原状回復を行わない場合には、行政代執行法、先ほどから局長から御答弁申し上げておりますような、法律に基づく行政代執行を適正に執行してまいり所存でございます。

そういうことで、万全を期して国土の、国民が安寧に生活をしておりますその基盤をできるだけ、あらゆる想定をして対応してまいり。また何か起こりました節には、先ほど先生が国会の責任もあるとおっしゃっておられますが、そういう問題でまたいろいろ改善、改革を適切に行つてまいりたいと思ひております。

○青木委員 最後になると思ひますが、第十六条に使用の許可の規定があるわけですが、大臣、知事の、いわゆるできる規定になつておるわけですが、条件がずつと、かなり厳しくつけられておるわけで、これだけの厳しい条件をクリアしていれば、できる規定でなくて、する規定でいような気もするのですけれども、できる規定としておる理由というものがありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○板倉政府参考人 確かに、十六条の規定のしぼ

りというのはできるということとございしますが、これは先生よく御案内のとおりでございますが、公法上の特許という扱いでございます。法律に基づきまして一定の要件を満たしたときに権原を付与する。おっしゃいますように、確かに要件はかなり厳しく書いてございまして、全くの自由裁量ではないわけでございますが、仮に、突き詰めて考えますと、すべての要件を満たしていてもなおかつ認可を拒否することが法律上は可能である、こういうこととございまして。

○青木委員 時間が来ましたが、これは、許可権限者である大臣、知事が、条件は全部そろつておつても、ある種の、仮に政治的な判断によつて、ちよつとこれは許可を与えるにはまずいという場合は法律上は不許可ということとできると解釈していいの。そういうことではないかということなのか。いかがでしょうか。

○板倉政府参考人 確かに先ほど申しましたように、縛束裁量的な、ある種の裁量行為でございますが、しかし、その場合は、この法律の趣旨、目的等に沿つて判断するということ拘束がございまして、そういうふうに対処していきたいというふうで、思ひております。

○青木委員 ありがとうございます。終わります。

○大口委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時四分開議

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中島武敏君。

○中島委員 この法案は、臨時大深度地下利用調査会で審議されて、九八年五月二十七日に答申され、それに基づいて大深度地下利用法案が作成されたわけですね。

それで、私、調査会の第一回の議事概要を読み

ますと、閉会した後の記者会見でこういうことが述べられておるんです。きょう出た意見では委員は大深度地下利用に賛成なのか、こういう質問が出されて、これに対して会長が答えて言うには、積極的な利用をという意見を述べた人はいた、消極的な意見は特になかった。で皆さん賛成なのだろうと推測している、こういうふうにお答えしておられるんですね。

この調査会の目的は、今後の大深度地下の利用に関する基本的理念及び施策の基本並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策はいかにあるべきか、こういうところにあるわけなんですけれども、私は、積極的賛成論者あるいは推進論者ばかりではお手盛りのそしりを免れないんじゃないかという気がいたします。

そういう点からいいますと、大深度という地下を利用する上での問題点を明らかにすることも大変重要なことであります。同時に、しかし、根本的な反対論者、疑問を持つ人、また問題点や意見を持つ専門家などもあわせてこの委員に選任するべきだったんじゃないかということについて、伺いたいと思ひます。

○板倉政府参考人 臨時大深度地下利用調査会において、どういう立場と申しますか、どういう意見があったかというお尋ねでございますので、私どもの承知している範囲で申し上げます。

この調査会自体、委員が国会同意人事ということになつておりました、各界から非常にすぐれた識見を集集するという目的でつくられておるわけでございますが、審議の過程におきまして、例えばでございますと、安全、環境分野については慎重に対処するように、さらに、火災対策については万全を期するようにとか、あるいはバリアフリーとか弱者という観点から十分配慮するようにとか、いろいろなささまざまな意見が出されておりました、これらの意見の中身につきましては、答申の中に十分反映させていただいて、こういう理解しております。



○中島委員 私も、会議録とか、それから概要の発表だとかというものをいろいろ読ませていただいております。しかし、今御答弁あったのですけれども、なおかつ私申し上げたいのです。

それは何かというと、実は、この調査会の設置法案であります臨時大深度地下利用調査会設置法案が質疑されたときに、私はこういうふうな当時指摘しております。

今度の場合、公正で民主的な議論を保障することが必要だと思っております。そのためには、委員の民主的、公正な選任が前提とならなければならぬことは言うまでもないと思っております。その点で、大深度地下利用を促進したい、こう考える方々だけじゃなく、慎重に考える慎重派の人たち、それから反対の意見の論者、こういう人たちがやはり委員に選ぶ必要があるのではないかと。

こういうふうには実は指摘をいたしました。私、いろいろ見ているのですけれども、後でまた問題にもしたいと思っております。けれども、どうも私の危惧が不幸にして当たったと言わざるを得ないんじゃないかな、そういうことを私は感じるわけでありまして、これはタム審の見直しの問題のときにもいろいろ問題になったのですけれども、推進論者だけ集めて、その結論を制度化する、法案化する、国会に提出するというようなことは、やはり敢てやるべきじゃないか、率直な意見ですけれども、こんなふうには思っています。いかがでしょうか。

○板倉政府参考人 先ほど申し上げさせていたいただいたわけですが、この委員の人選に当たりましては、法律の趣旨にのっとりまして人選がなされたと思っております。また国会でも御同意いただいた人事でございます。それぞれの各界を代表する方々ばかりでございます。確かに、調査会の中では幅広い議論が行われております。そういうものが十分答申に反映されるといふことが必要だと思っております。現在出された答申というものはそういうものを十分反映した中身になっ

ている、私どもはそういうふうには承知しております。○中島委員 では、次の問題に移りたいと思

この大深度地下利用について国民の議論が熟成しているとお考えになりますか。どの程度、国民に情報を提供し、また国民の声を聞きになったか。あるいは、公聴会などを行いましたか。それから、マスコミでもほとんどこの問題は議論されていないのじゃないでしょうか。国民の権利にかかわる問題であり、しかもまた大深度という未解明、知見が得られない世界の話でもあります。同時にまた、残された大変重要な地下の問題でもあります。そういう点で、調査会として、また政府として、どんなふうなことを行われたか、この点について伺いたいと思っております。

○板倉政府参考人 御指摘のとおり、大深度地下利用という新しい施策を始めるわけでございますので、その啓蒙につきましましては政府として最善の努力をする必要があると思っております。この答申ができるまでの経緯についてちよつと簡単に申し上げますと、私ども、中間取りまとめがまとまった段階でパンフレットを作成いたしました。自治体それから学術団体等に配付させていただいております。それから、インターネットのホームページを開設いたしました。中間取りまとめあるいは答申の内容を紹介しております。これについては一般からも意見が受けられるようにしております。

それから、審議会自体いたしましたして、外部の学識者あるいは有識者との意見交換が大事だということ、これは数回にわたって設けられております。それから、実務担当者、自治体、事業者、経済団体等との意見交換もさせていただいて、答申を取りまとめるに至ったわけでございます。さらに私どもとしましては、個別に、委員にはおなりにならなかつたけれども、こういう方面で大変お詳しいと思われる一般有識者あるいは関連団体に個別ヒアリングをし、またそれは別にア

ンケート調査等も実施いたしましたして、民意というか国民がこの問題についてどうお感じになっていかを調査した次第でございます。

○中島委員 私はいろいろな会議録なんかも読ませていただいた上でなんですけれども、説明会はどうなっておりますか。報告によりまして、建設業が三割とかそれから公務員が二割、こんなような数字が出てくるのですか。これはい

わば仕事上のことでおいてはなっていないから、市民の方はほとんど来ていなかったというものが偽らざる現実じゃないかなということをお私に指摘したいのです。そして、その参加者にアンケートをとっていらつしやる。そういう数字が出ています。報告によりまして、それから、大深度地下という言葉を知らないかと言ったら、九五%の人が知っている、こういうふうな答えたといいですね。調査会の存在を知っているかと言つたら、五八%の人が知っている、これは、四分の一がそうは思わない、こういう答えが出てくるのです。これはこういう結果が国民の意識だということに大臣もお考えになるかどうかということなんです。

それから、大深度地下利用について不安を感じる理由は何かとすると、環境問題というのが二割というふうな数字が出ておまして、私もこれを読んで、いや、これはえらい数字が出ています。しかし、言ってみれば、業者の人やあるいは公務員の方々がかなりの部分を占めているということからいって、こういう意見が出てくるのじゃないか。

んです。局長がお答えになりますか、大臣の見解も聞きたいと思っておりますのですけれども。○中山國務大臣 近代社会、これからそういう進歩の速い公共の福祉の考えながら、国家の経済発展を期する。特に、金の卵を産む鳥と思われぬのが三大都市圏でございますから、日本の均衡ある発展に資するために、三大都市圏の機能を高度化させる。そのために資する効果は私は非常に大きいと思っております。

世論の中でどうかというお話がございましたが、先ほどの御質問の中でも、もう何でこんなに長くかかったのだというお話もあるくらいでございます。これは専門家といいますが、そういうことに関心を持っていらっしゃる方々にはかなり浸透している題材ではないかなと私は思っています。我々も、やはり代わりにはありますから、これは大いにひとつ主導権を發揮して、国民にこういう新しい近代科学技術を利用した大深度という、これは軍事面で、大深度で核実験までしている国があるわけでございますから、むしろそっちの方が私なんか問題だと思っております。むしろ世の中、進捗するために平和利用をしてもらわなければ困るわけでございますけれども、これは全く新しい、国家機能を上げるための、いわゆる国民の繁栄のための大深度利用でございますから、これは環境の問題その他の問題に對しても万全を期して、大深度を利用することは国民の皆様方に御理解を得られるのではないかと、私はかように考えております。

○中島委員 大臣の見解を伺いました。しかし、これはその事業者になるような人たちが、あるいはその関係者が承知しておつても始まらない問題でありまして、地権者とかその下を走る上にいる方々とか国民一般とか、こういうふうな人たちがよく承知して、それから法律が出されるといふのが一番いい姿かなということ、私は思っているのです。そういう点からいって、まだまだそういう段階には至っていないというこ

とを申し上げておきたいと思うんですね。

その次の問題なんですが、対象事業は、大臣、これは道路、河川、水路、貯水池、農業用の道路、用排水路、鉄道、軌道、通信回線、電気事業、ガス事業の工作物、水道、工業用水道、下水道、その他土地収用法で対象施設としていっているもので政令で定めるもの、こういうふうになっているわけですね。

それで、当面、具体的にどのような事業を想定しているかをまず伺いたいと思います。

○中山国務大臣 この法案は、大深度地下の適正かつ合理的な使用ということで、公共の利益となる事業の円滑な遂行を目的とするものでございまして、現在でも、その大深度地下に相当するよう深い地下が、超高压送電線とかそれから上下水道等の生活に密着したライフラインの施設を中心にもう既に利用されております。ですが、これを通常、道路の地下に設置されるために、曲がりくねった設定ルートでかえっているいろいろな問題が起るのをごいまして、いわゆるこのようなライフラインの施設、地下鉄とか地下河川等の公益性の高い事業を中心に本法の活用が図られるものと見込まれておりまして、関係事業者もそれに対する大きな期待がございまして、どういものがこれからできますか、それぞれに法律で対応してまいりたいと思います。

○中島委員 大臣も御存じかもしれないのですけれども、しれないどころかよく御存じじゃないかなというのを思っていますけれども、この調査会の中でも随分議論になっていまして、この法律、制度がないとリア新幹線は建設が不可能だという発言なんかもあって、ああこの委員の方はリア新幹線、これが目標だな、目的だなということをはじかに大変わかるような熱弁を振るっておられます。だからリア新幹線ですね。

それから、東京の場合、外郭環状線が、東京だけではありません、千葉、埼玉、東京ですね、これで外郭環状線が問題になっておりますけれども、この点では、石原東京都知事がぜひこれは大

深度でというようなことを言っておられるということも私聞いています。

それからエイトライナー、これは北赤羽から羽田までの環八の下を通る地下鉄なんですけれども、この構想、これをつくろうではないかという運動がありまして、最近では、これもひとつ大深度地下でいこう、こういう話も出ていまして、ですから、私の耳によく入ってくるのはやはり鉄道、地下鉄ですね、それから道路とか、こういう話がよく耳に入ります。

それで、特に、そういうことになりまして、さつきもお話ありましたように、大都市、私なんか東京選挙区ですから東京、こういうところで大プロジェクトを組んで、そして大深度利用をやりたい、これはそういうための法律かなということ、それだけではないんです、もう私読んでおりますからいいんですけれども、だけれども、やはりそういうところ一番大きなねらい、目的があるのかなというふうにかかっているのでも、大臣、これはどうなんですか。

○板倉政府参考人 今、先生が幾つかの事例を挙げられたわけですが、私も、私も、この法律が施行されて適用される事業として想定いたしておりますのは、先ほど申し上げましたように、身近な生活に密着するライフライン系統が先行してくるのではないかと、このように思っております。

それで、その際に、東京の既成市街地は大変土地利用が複雑、高度化しております、実際に必要な施設でも、地表部あるいは浅い地下を通ろうと思ってもなかなか用地が手当てできないということも御案内のとおりでございまして、本場に必要施設を効率的につくるためにはどうしたらいいかという観点も重要かと思っております、大深度を使う場合にはこういうルールでいきたいと思います、御理解いただきたいと思います。

私は、やはり人間が乗るものというのはどこで地表に出てくるか、これは大深度でございまして、大変な勾配が要すると思っております、相当広い地域がないと地表に出てくる部分というのは大変不都合なんじゃないかと思っております、そのためには、人間が乗る場合には空気とかそんなものをどう確保するかとか、これは素人で、先生と同じようにいろいろな想像力をたくましくする意味で、先生の想像力たくましい御質問に想像力たくましく答弁するとしますと、私は、空気をどこからとるかとか、大深度で地表にあらわれない有効利用をどうなふうにするかというのには、まだ人が乗る場合にはいろいろ問題があるのではないかと、全日空ホテルのところからちよつと六本木の方へ上がったところにも、今地下の空気抜き、大きな空気孔ができています。今工事中でございまして、あれが空気孔なんだと思っております、私見ながら自動車で走ったりするのでございまして、そういう意味での、これからの大研究の課題の中で、今局長が申しましたように、ライフラインが当面の目的ではないか、これが三、大都市圏の問題ということで、今新幹線とかリアとか考えましたら、これはほかの大都市圏と結ぶ話になってまいりますので、まだまだそこまでの話ではないかと思っております、先生の御質問を伺っております。

○中島委員 なかなか大臣、慎重な発言をされましたね。それは伺いました。

それから、次の問題なんですけれども、これもちよつと大臣に伺いたいのですけれども、民間による開発が考えられるんじゃないか。そうすると、民間が手を付けるということになりますと、やはり利益追求と無関係でありませぬから、無秩序な乱開発が地下でやられるという懸念が生まれてきます。こういう点でどうなのかなということ、私的な乱開発を防ぐためにどういう措置が法的にとられているのかということについて伺いたいのです。

○中山国務大臣 本法案では、土地収用法の対象

事業となつていようライフライン等の公益性の高い事業でございまして特に大深度地下を使用する必要があるもの、具体的には、これまでの大深度地下に相当する深さの地下における実施例がありまして、今後大深度地下を活用する見込みである電気、ガス、上下水道それから電気通信等の事業を対象事業としていっているものでございまして。

本法案では、対象事業は、法律上いわゆる第四条で限定列挙しておりますものがございますが、対象事業者については、本法の対象事業を行う事業者であれば、公共事業者それから民間事業者を問わず等しく適用されるものと思っております。

また、本法案は、上記のような生活に密着した身近なライフライン等の公益性を有する事業を対象を限定しておりますが、その反射的な効果として、純粋に民間が私利私欲のために行う開発事業は本法案の対象外として抑制される、かようなふうにかかっています。

○中島委員 短く言えば、公共公益事業に限る、そういうことではございませんか。(中山国務大臣「そうでございます」と呼ぶ) はい。

それではもう一つ、次の問題なんですけれども、この法案を見ますと、国は基本方針を定めるとなつていまして、その基本方針で何をやるのかという、一つは公共の利益となる事業、二つ、適正、合理的な利用、そして三つ、安全確保、環境保全、四つ、その他の公共の使用に関する重要な事項を定めなければならぬ、ちよつと私省略して短く言った点がありますけれども、こういうふうにかかっています。

さらに、大深度地下使用協議会というのが組織されて、これが対象地域ごとに組織されて、必要な協議が行われるということになっていまして、さて、そこで伺いたいののは、そうすると、基本方針の内容をチェックするのは一体どこなのかなという点について伺いたいのです。

○増田政務次官 お尋ねでございますが、国が定める大深度地下の公共的使用に関する基本方針におきましては、事業間調整の方針など大深度地下

の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項、火災、地震災害への対応など安全の確保、環境の保全など配慮事項等について定めることとしております。使用の認可の際には、認可要件の一つとして、この基本方針に適合しているかどうか慎重に審査することとしております。

また、対象地域ごとに関係行政機関から成る大深度地下使用協議会を設置し、御発言にもございましたとおりです。できるだけ早い段階から基本方針に定められた事項について協議、調整することとしております。

さらに、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図る観点から事前の事業調整の仕組みを設けており、施設の適正な配置や施設の共同化などを図ることとしております。

○中島委員 今御説明ありましたけれども、結局推進者ばかりが対象事業を決定し協議することになるのじゃないのですか。私はその点で、果たしてそれでいいのか、やはり第三者機関でチェックする必要があるのじゃないかということをおし上げたのですけれども、この点はどうか。

○板倉政府参考人 公法上の使用権の設定ということで、私権の制限にかかわる問題でございますので、十分一般市民あるいは利害関係者の意見が反映される手続を踏んで最終的な使用権の設定をするということが必要かと思っております。

それで、私も大深度地下の特性に応じまして合理的な調整ルールを定めたいということ、具体的に申し上げますと、まず事業の初期の段階で説明会を開催いたしまして周知徹底を図る。それから、都市計画法や土地取用法にございますように、一般公衆への公告縦覧、それから利害関係人の意見書の提出等、地権者等の意見を十分反映できるような仕組みとして考えているわけでございます。それから、個々に出されました意見等につきましては、審査に当たりましたら十分参考にさせていただきます。こういうふうな仕組んでいるわけでございます。

○中島委員 時間の関係もありますので、少し先を急ぎますけれども、多くの不安が起きてくる一つは何かというところ、安全問題ですね。

この安全問題について伺いたいと思うのですが、地下空間による災害は過去どれくらいあったのか。その際、死者も含まれてどのような被害があったのか。火事その約半数と聞いておりますけれども、大深度の場合、消火活動が困難ではないのか。これらの問題は完全にクリアしていいのでしょうか。それから、特に不特定多数が利用する場合は問題点が多いと考えられるのですけれども、どうでしょうか。

それから、特に、消防庁、きょう来ていらつしやいますか、消防庁の方でどういうふうにお考えになつておられるか。これはやはり問題があるなどいうふうに思っているのか、いやいやこれは大丈夫、こういうふうな思っているらつしやるのか、御答弁をいただきたいと思うのです。

○板倉政府参考人 地下空間で、これは大深度に限らないわけですが、どのような災害があったかということにつきまして、まず火災といふことでございますが、私もその総数は把握しておりませんが、不案内ながらいただいている資料によりますと、地下空間における災害の約半数は火災である、先生御指摘のとおりでございます。

それで、どんな事故が起ったかということにつきまして、これはいろいろ重大事故が起つておりました。例えば道路トンネル事故では、日本坂トンネルの火災事故で、これは昭和五十四年でございますが、死者が七名出ております。それから、静岡県のあるゴルフ場地下街のガス爆発事故、これは昭和五十五年でございますが、死者が十四名出ております。それから、世田谷の地下通信ケーブルの火災、これは死者はございませんが、最長十日間電話が不通になったというようなことが起つております。

私も、こういった安全面での考慮すべき事項というものを非常に重く見ておまして、審議会のお答もそうでございますが、この面の対策が一

番進んでおります長大トンネルあるいは超高層ビル、それから先ほど言いました地下街等、いろいろな防火対策や防災対策を講じておりますが、そういうものを十分参照しながら、この大深度地下の使用権設定に当たりますのは慎重に対処してまいりたいと思っております。

○細野政府参考人 地下を利用する施設につきましては、一般的に、地下空間という特別の空間でございますので、その防災対策につきましては、利用者等が避難をするに十分な消防隊による消火救助活動等も行う上で大きな制約を受けることが想定されますので、一般的な地下空間につきましては、本法案の対象とする事業の中では、不特定多数の利用者が利用する道路トンネルや地下鉄につきましては、消火活動や救助活動を円滑に行うための設備等の設置を行わせているところでございます。

大深度地下につきましては、深度が深くなるにつれて消火や救助活動はさらに困難性が増すことが予想されますので、もう御案内のとおり、この法案の中で、大深度地下利用に当たっては、その特性にかんがみ安全の確保に特に配慮するといふふうな規定されておりますし、それから、大深度地下の利用に当たつての基本方針には、安全の確保に配慮すべき事項を定めることとされております。

さらに、大深度地下の利用に係る個別の事業につきまして、先ほど来お話が出ておりますが、安全に係る事項も含めまして必要な協議を行う協議会を設けることとされております。

消防庁といたしましては、この協議会に参加をいたしまして、個別の事業についての安全に関する協議を行うことといたしております。個別の事業計画が出てきた場合におきましては、それぞれ事業を所管する関係省庁と協議を行いつつ、安全確保対策について万全を期していきたいと考えております。

○中島委員 これはどうなんでしょうか、今使用協議会で協議をしながら進めるといふようなお話

があつたのですけれども、消防庁としては、率直なところ、大深度で起きた火災というふうなことになると思います、普通のところの火災とは違って、あるいは浅いところの地下での火災と違ってなかなか大変じゃないかなという感じが私なんかの感じます。消防庁は、その辺についてどう思いますか。

大深度で、できればそんなところでそんなものがなければというふうな気持ちになりますか。もう決まったことだからやはりいろいろ協議して万全を期す、それは私にはわかるのですよ、わかるのですけれども、その辺のところ、率直なところを聞かせてもらいたいと思うのです。

○細野政府参考人 先ほどお答えしたのが私どもの率直な意見でございますけれども、先ほど局長の方からも若干御答弁がございました。既に、大深度に当たつるようなトンネルとか鉄道等につきまして、かなり深いところであるいろいろな設備をつくつたときに協議をいたしまして、消防活動が円滑にできるための設備等を設けているような経緯もございまして、当然そういったものも参考にしながら、今後協議に当たつていくと考えております。

○中島委員 では、このほかに地震とか浸水あるいは停電とか犯罪とかサリン事件のような無差別殺人、無差別も大量殺人ですね、これが起つた場合にどのように対処されるのでしょうか。

それからあわせて、掘り進んでいって活断層が見つかったという場合に、果たして見つかるのか見つからないのか、シールドマシンで掘るわけですからあるいは見つからないのかもしれないという気もするのですけれども、気がつかないで掘つていってしまった。活断層で、いつか地震というときにこれまた非常に大きな被害ということになると思うのです。その辺について、どんなふうにお考えでしょうか。

○板倉政府参考人 火災以外のその他の災害でございますけれども、まず浸水につきましては、これは重力に逆らつた地上への排水ということが当然必要になりますので、まず入り口のところで止

水施設を設ける等してとめるということと、それから、大深度地下構造物の施設の水密性を向上させるということ、いろいろ防水性の高いシールを使ったそういうものができておりますが、そういうものを使うとか、あるいは十分な容量の排水ポンプを常備するとか、そういう対策が考えられていくわけでございます。

それから、停電につきましては、これは御案内のとおり、何かどこかで事故が起こったという場合には、こういう大きな施設につきましては、幾つかの区画に防火区画を分けまして、ぐあいの悪いところは直ちに電力の供給をとめまして、応急復旧を図った上で復するということ、応急復旧を四つた上でもとに復するということ、十分参考にながら、さらに複数系統の供給源を考るとか、あるいは非常時に備えまして発電とか蓄電とか、そういう施設を整えておくとか、そういうことがあろうかと思っております。

それから、防犯対策も同様でございますが、これについては、内部空間の設計に当たりましてできるだけ明るくて見通しのよい空間設計をするとか、あるいは、防犯カメラを常備いたしまして、何か起こったときに防災センターからすぐすべてが掌握できるとか、そういうようなことが考えられようと思っております。

いずれにしても、こういった問題につきましては、基本方針の中にきちっと対応を書いていきたいというふうに思っております。

それから、活断層のお話が出ましたけれども、普通の地震災害に対しては、大深度は地表部比べて揺れの大きさと比べると数分の一にとどまるといふふうに言われているわけでございますけれども、例えば活断層の直上で大きな揺れが起こったというふうな場合には、これは最善の注意を払ったとしてもなかなか抗し切れない面は確かであろうかと思っております。しかしながら、大深度地下構造物を設計するに当たりましては、特に地表部との接続部について揺れ方が違いますので、その変位に対応できるように構造の構造物を考え

ていきたいというふうな対策はあるかと思っております。いずれにしても、私も得られている見の中が一番高い水準の技術を採用していけば、何とかそういう問題も克服できるのではないかと、いふふうに考えております。

○中島委員 活断層などを含めていろいろ今詳しく言われましたようなことで、避難をするという場合、これは一体どういうふうな考えたらいいですか。エレベーター、物によりけりですけれども、大深度地下利用、道路の場合と電車、地下鉄なんかの場合は違ってくるかと思うんですけれども、やはりエレベーターで垂直に対処しなきゃいかぬというふうな場合も出てくるかと思うんです。ところが、エレベーターといたって、人数は限られているし、大量輸送機関ですからたくさん要る。さあこれは一体、バニクやなんか起きるんじゃないか。その辺のことについてはどんなふうにお考えになっていらっしゃるかということ

○板倉政府参考人 現在、例えば道路につきましては最新のあれで申しますと、アクアラインなんかには、自動車の通る道のすぐ下にわきつちよから避難できるような穴があいておまして、そこを滑り込むようにして地下の避難路にすぐおられます。それで、そこを遮断して煙からよけられるようにするというような対策が講じられておられます。開越のトンネルがございまして、あれは副道みたいなものをつくりまして、これは通常は維持管理のために使っているわけでございますが、災害時には避難できるような工夫が講じられておられます。そういうこと

それから、建物の中では、先ほど申しましたが、地下街の例がございまして、幾つかのセグメントに分けておまして、それぞれ避難場所を、複数経路で避難場所にとりあえず一時避難しまして、それから地上部との連絡をとっていくというふうなことが地下街の防火対策等ではかなり進んでおりまして、そういうものを我々は参考にしながら

ら、基本方針で必要な事項を定めてまいりたいと思っております。○中島委員 次に、環境の問題について伺いたいと思っております。環境問題でも大深度地下は未解明なことが多いです。調査会の答申でも、大深度地下についての調査分析の事例が少なく、環境影響を予測するために十分な知見が得られているとは言えないということも述べているわけです。専門家にありますと、地盤が酸化してガスが発生するとか、水素イオンの濃度が高くなって発熱するとか言われています。地下水位の低下、水圧の低下、地盤沈下、地下水汚染に対して環境アセスメントはおりになるのかどうか、この点について伺います。

○板倉政府参考人 大深度地下を使用する際に、環境影響評価法の対象事業でございますときは、大深度地下法に基づく使用権の設定の申請以前に環境アセスを所定の手続のつとめてきちっとやっていたかどうかということがまず前提になります。私も、それを添付書類で見まして、適正に環境アセスの手続がとられていたかどうかを審査することになっております。

それから、アセス法の対象以外の事業もございまして、それにつきましては、大深度法の五条の環境保全の特別な配慮という規定を受けまして、基本方針の中で基本的な事項を記載しまして、そして、認可の要件として基本方針に適合しているということが入っておりますので、そういう点から十分にチェックをしていきたいというふうな考えでございます。

○中島委員 私は、これは大深度の地下ですから、アセスメントなんかも、今御答弁あったんですけども、やはりそのための特別なアセス法というふうなものが必要になってくるんじゃないかなというふうなことを思っております。環境庁の方、きょうは来ていらしゃいますね、その点について伺います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。今先生御指摘のアセスの特別な手法ということ

でございますけれども、今板倉局長から答弁されましたように、この件、アセス法に乗るものはアセス法でちゃんとやっております。また、それ以下の小さい事業の場合につきましては、この法律によりまして私どもは認可をする際に意見を申し述べることができるところになっておりますので、そういう形でちゃんと対応してまいりたい、こう思っております。

○中島委員 私、率直に言うけれども、ちょっと不十分じゃないかなというところを思っているんです。今お二人から、環境庁の方からも、また国土庁の方からもお答えがありましたけれども、実は、私は、会議録なんかを拝見しております。さつきから何回も言っているんですが、そこでこういうことが出てくるんです。環境アセスを設けること、必要じゃないかというのは私なんですけれども、そうすると中央環境審議会に諮るべきものではないですか。ところが、調査会である委員は、中央環境審議会に仮にお願いしますとすると、またそこでえらい時間がかかるのではないでしようか、そこでまたゆるゆるやられたら国土庁の法案作成が随分おくれるのではないでしようか、実際に、特に私どもはリニアを頭に置いている、幾ら実験に成功しても、大深度の問題がけり

がつかないことには実用化できない。私は、この発言に何か本質があらわれているんじゃないかという気がしてならないんです。とかく法案の作成ということを急いだ余り、未解明の問題だからこそ、たくさんあるからこそ、やはりここは腰を据えてちゃんとしかるべくアセス法を、こういうアセスでなきゃならないというふうなことを確立してからやっても決して遅くはないんじゃないか、私はそういうふうに思っておりますけれども、どうでしょう。

○板倉政府参考人 大深度地下の使用に際して環境保全上配慮すべき事項として、先ほどからも議論に出ておりますが、地下水の問題とかあるいは地盤沈下の問題とか、環境にかかわる重要な事項がございまして、そして大深度地下であるがゆえ

でございますけれども、今板倉局長から答弁されましたように、この件、アセス法に乗るものはアセス法でちゃんとやっております。また、それ以下の小さい事業の場合につきましては、この法律によりまして私どもは認可をする際に意見を申し述べることができるところになっておりますので、そういう形でちゃんと対応してまいりたい、こう思っております。

に配慮しなければならぬというようなテーマももちろんあると思えます。したがって、それにつきましても、私も、環境庁等とも十分協議して、これは政府が閣議で基本方針というのを決めることになっておきますので、そういった所要の基準等についてはそこの中で考えていきたいと思っております。

○中島委員 私、もう一度やはり繰り返したいと思うんですね。知見が少ないから、それから大変何か未知のことが多いから、そういうときには、今あなたが答弁しておられるよりも大事なことは、ちゃんと立ちどまって、しっかりと、どんなふうにするの、一番いいかということについて十分にはやりの考え、大深度の場合には、こういうものを確立することが私は先決じゃないかというふうに思っています。それはそれだけ。

それから、もう一つこれは大臣に申し上げても終わりにしなさいかぬと思うんですけれども、今財政破綻なんですね、国、地方合わせて六百四十五兆円。五十兆円ということになり、大規模開発に五十兆円。五十兆円ということになります。アメリカの二・七倍です。それから、サミット参加国で、最後に参加したロシアと日本を除きますと、六カ国のサミット参加国が使っている公共事業費よりも日本一の方が大きいんですね。私は、今そういうような問題をちゃんとはり考慮に入れて、そういう事態だということを考慮して、こういうのは推進するということじゃなくて、今ストップするということこそが大事じゃないかということをお申し上げて、質問を終わりにしたいと思います。

○中山国務大臣 ちよつと観点が違うものですか。日本は三十二兆円もアメリカの国債、いわゆる財務省証券を買っておりますし、その意味でアメリカにも大変な経済協力をしている。それで、今六百四十五兆とおっしゃいましたけれども、これは国民から借金をしておりますもので、外国からお金を借りているわけでもありませんし、また国民の金融資産、郵便貯金も、集中満期の際には二年間で百兆兆というものが、逃げていくとはいますけれども、二百六十兆あるというようございまして、千三百三十兆と言われるような国民の金融資産があります。その国民の大変な蓄積を使わせていただいでこの経済難をどう克服するかというところでございまして、効率のいい公共事業というものを進捗してまいりますために、私はこれこそ近代の知恵ではないかと思っております。それから、その意味で本法案は、大深度地下において、電気・ガス、上下水道、それから電気通信、まさにITインフラに必要なものでございまして、生活を密着した身近なライフライン等の整備を行うためのものと思っております。

○中山国務大臣 憲法の第二十九条の二項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」というようにしてございまして、本法においては、この規定を踏まえまして、

大深度地下が地権者により通常使用されない空間である、この点が大切なところだと思っております。そういう特性にかんがみまして、大深度について公法上の使用権の設定を先行させるものと考えております。

また、大深度地下は、補償すべき損失が実質的に生じないと思定されることから、例外的に補償を要する場合は事後的に請求をもって補償する。井戸とかそれから温泉とかそういうものが出ている場合のことです。通常の利用とは、いわゆる土地の最有利利用を意味しまして、現存する最大規模の超高層ビルの建築も含まれて、各地層、東京れき層とか、それから大阪の天満層とか梅田層とか、それから名古屋では海部層とかいう、いわゆる基盤がございまして、それから下を利用するということになります。

○中西(續)委員 今お答えいただいたようなこと、これに取りかかるとは思いますが、大深度地下の利用については、一九八八年、昭和六十三年ですが、臨時行政改革推進審議会、地価等土地対策に関する答申以降、一九八九年、平成元年にかけて各省庁では種々検討されたことが法制化には至らなかった。一九八八年、閣議決定された総合土地対策要綱では、「所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。」となつていなければならない。提出されなかった理由は何なのか、そして本法案が急に今国会に提出されるその理由は何であるかをお答えください。

○中山国務大臣 先ほどちよつと、カイフ層と申しましたが、海部と書いたらアマと読むのでございまして、それから、弥富層と申すのが名古屋です。今この御質問でございまして、大深度地下利用につきましては、民法の二百七条で「土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ、この規定されている土地所有權が大深度地下に及んでるか否か、また、土地所有權が及んでることを前提としつつ、公法上の使用権を設定する」という法律の構成は可能か、その意味で、土地取用

法における事前補償の原則、いわゆる壁が破れるか、そういう事前補償の壁が破れるかという原則との調整、それから使用権設定大臣と土地取用法所管大臣との関係や、それから使用権設定大臣と事業所管大臣との関係との調整、これは事業所管大臣を経由するという意味でございまして、そういう意味で、法律的、技術的に検討すべき課題が多々ありましたものでございまして、平成七年以降、臨時大深度地下利用調査会で三年間にわたつて慎重な検討が行われました。

これらの問題を克服するために、調査会の答申を踏まえまして、内閣内政審議室や内閣法制局を中心に調整を進めて、関係省庁で検討、調整を重ねた結果、内閣として提出する段階となったということですが、国土庁の中でどうするかという御相談がございまして、私は、もう今こそその時期ではないかというところで、提出に踏み切つたわけでございます。

○中西(續)委員 私は、パブルごろにいろいろうした点が検討されてきたと思うんですけれども、結局、今の大臣の答弁からすると、各省庁間なりなんの調整などが相当複雑化しておつたということ等を含めて、そして平成元年ごろまでには提出をされなかつたということ、そのように理解をしております。

○中山国務大臣 詳細は局長から御答弁申し上げますが、十三省庁ありましたので、日本の法律をつくるときの慎重な、特に内閣法として提出する際には慎重を期すべきだということで、万全を期して省庁間の調整をしておつたということでございます。細かくは局長から御答弁申し上げます。

○板倉政府参考人 大きな問題は大変か、御答弁申し上げたとおりでございますが、補足させていただきます。特に、十三省庁ある中で、使用権設定大臣をどうするかという問題が一つの焦点でございまして、これは、大深度地下利用に際して使用権を設定するというのはある意味では私権に対する制限でございますので、統一かつ公平な

第一類第十三号 建設委員会議録第六号 平成十二年三月二十九日

判断が求められる。

ですから、十年前に起こっていた議論というのは、各省庁がそれぞれお持ちになる事業を大深度地下利用するという、各省ばらばらに法案の作成作業が進んだわけでございますが、それではやはりぐあいが悪いということになりまして、内政室の方で、省庁再編後の国土交通大臣のもとで使用権の設定をするということであれば統一的かつ公平な判断にふさわしいという御結論を出していただきまして、その所管の問題が片づいたというのが、今回法案化にかかれるようになった、その出発点がそういうことであつたということでございます。

○中西(總)委員 損失に対する補償請求は、事業が認可されてから一年以内に限定されておりますけれども、規定の対象となる損失とはいかなるものを指しておられるのか。また、一年以内にするのは、事業実施者の役所などへの配慮が重視され過ぎるのではないかと。補償請求を一年以内としたのはなぜなのか。この点についてお答えください。

○板倉政府参考人 まず、これは法律のいわゆる事後補償という規定を置きまして、通常は事前の補償をなくして公法上の使用権を設定するわけでございますが、権利保護に遺憾のないように事後的に請求を待つて補償する、その請求の期間が一年ということでございます。立法例もほかにもございまして、溝垣補償、御案内のとおりのあれにつきましても事後補償ということで、請求期間が一年、同じようなことをやっております。

それは、理由としましては、対象となるその施設が比較的軽微なもので、移転、除却が容易なものが対象になるという想定のもとに、こういう一年という調整期間を設けたわけでございます。

○中西(總)委員 来年四月から首都圏、近畿圏、中部圏の中心部を対象にして施行するというのが、具体的にはどう線引きをするのか。そして、市町村名で定める予定と聞いておりますけれども、長距離に及びりニアモーターカー関係市町村は対象としてあるのか。さらにまた、具体的に名乗りを

上げている事業などはあるのか。また、リニアモーターカーが問題になっておつたけれども、現在はいかになつておられるのか。この点についてお答えいただきたい。

○板倉政府参考人 何点かのお尋ねでございますので一つずつ申し上げますが、まず指定対象地域、首都圏、近畿圏、中部圏の中の、具体的には、私どもも今想定しておりますのは、既成市街地と近郊整備地帯の市町村の区域で指定をしたいと思つております。

それから、具体的に予定される事業のうちのリニアはどうかとお尋ねでございますが、これは、現在、実験線におきまして走行実験を繰り返しているところでございますが、まだ幾つかの、長期走行安定性とか、それから採算面での検討とか、同時にそれはコスト面の検討も重なるわけでございますが、そういう問題について、走行実験を続けつつ引き続き検討しているという段階と承つておりまして、今直ちにこの法律の対象になるというようなところまでいっているのかどうか、私どもはよく承知しておりません。

それから、具体的に手を挙げている事業があるかということでございますが、これはまだ、私どもなりにいろいろな事業者と接触はしておりますが、個別の事業を申し上げますとそちらの方にもちよつと差しさわりのあるかと思つておりますが、一般的には、電力とか上下水道とか、生活に非常に身近な公益性の高い事業から適用されていくのではないかと、そういうふうに見通しております。

○中西(總)委員 今日科学的知見では予測しがたい問題が発生する可能性があると思うのですが、その場合の対策はいかにしようとしておられるか。

例えば、東京駅地下の水位上昇、その他災害等について、安全対策は先ほどから言つておりましたけれども可能かどうか、長期的視野に立つた安全対策と事業認可に対処していくのか、ここらについてお答えください。

○増田政務次官 安全の確保や環境の保全につい

ては、本法案において、まず「大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならぬ。」旨を規定することとしております。

また、国が定める大深度地下の公共的使用に関する基本方針において、安全の確保、環境の保全等について配慮すべき事項を定め、使用の認可の際には、基本方針に適合しているかどうかを慎重に審査することとしております。

さらに、対象地域ごとに関係行政機関から成る大深度地下使用協議会を設置し、安全の確保や環境の保全の観点から、できるだけ早い段階からこれらの課題について協議、調整することとしております。

また、国及び都道府県の責務として、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集、提供、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないことと規定しており、これらにより蓄積された知見は、本法案に基づく具体の事業の施行に当たり、安全面、環境面の両面から万全を期するよう、最大限活用していくこととしております。

○中西(總)委員 先ほど、いろいろ安全面についての論議が行われておりましたけれども、これらの問題について、できれば具体的なものを挙げていただいで、このようにということをお聞きしたかったのですけれども、この点は、また後日に回すことにいたします。

そこで、井戸や温泉など地下を利用している土地所有者に対してのみ損失補償の義務を負うこととしておりますけれども、地下水脈は地下でつながっていることがたびたびあるわけでありまして、通常は補償すべき損失が発生しない地下部分と断定しているが、これには問題があると思つておられると、付近の井戸が使用不能になるなど、副次的な影響が考えられるわけでありまして、けれども、この場合の補償についてどのようにしようとしておられるのか。

○板倉政府参考人 御指摘のように、地下を掘つていく段階で付近の井戸が井戸がれするというような事態が起こり得るわけでございますが、こういった問題につきましては、従来の損失補償基準でも、御案内のとおり損失補償とはまた別個に、民法七百九条のいわゆる損害賠償として扱う、その原則に立つて、しかしあらかじめ損害の発生が予見されるというような場合には事前に賠償するという方針が示されております。

私ども、こういった通例に従ひまして、万が一、大深度地下の掘削に伴つて周辺の井戸ががれるといふようなことになつた場合には、この例によりまして、事前にそれを把握して補償するというような手続をとれるよう、基本方針等でその指針を示してまいりたいと思つております。

○中西(總)委員 地質図ないし地下地形図はどの程度完備されているのか。民間の各種ボーリング調査のデータを持つておられると思つておられるのか、これらについての活用はどのようにするのか、もし活用する場合の法令の整備はどのようにされておられるのか。

○板倉政府参考人 この法案の立案に当たりまして、私ども、東京、大阪、名古屋の三大都市圏につきましても、公共事業あるいは民間の事業により得られましたボーリングのデータ、これらのデータベースを進めてまいつておりました。現在の進捗状況では、名古屋はほぼできつてございまして、それから東京、大阪についてもそれほど遅くない間にデータベースが整備される予定でございます。数で申しますと、ボーリングデータ数が、東京で約六万サンプル、大阪で約三万サンプル、名古屋で約二万六千サンプルということでございます。

これらのサンプルを十分活用いたしまして、私ども、法の適正な運用に当たるとともに、一般にも公開いたしましたして、事業者がそれを参考にして必要な対策が十分講じられるよう指導してまいりたいと思つております。

○中西(總)委員 大深度地下の使用の認可を行つ

た場合、告示をするとき、使用の期間を明示することが義務づけられておりますけれども、この期間についてどのように表示するか。期間が満了したときの引き続いて使用するとき、手続はどのようにしようとしておられるのか。さらに、終了したとき回復の義務があると思うのですけれども、原状回復はどのようにしていくおつもりなのか。お答えください。

○板倉政府参考人 大深度地下に設けられることになりまず構造物というのは、かなりの耐久性を持った、強度の高い構造物になるわけでございませう。そうなりますと、その使用の期間をどう設定するかという問題になるわけでございますが、例えば地下鉄等についてはその施設が存続する期間というふうな形で処分をしております。私も、当該施設の存する限りというふうな、これは通例に従いまして特定の期限を定めずに認可をさせていただきますかと思っております。

それから、この法律では、事業を廃止するとかそういう場合には届け出義務を課しております。そうしますと使用権が自動的になくなりますが、原状回復義務がございませう。そして、法律上も原状回復について義務づけしております。先ほどもちょっと議論がございました、それに従わない場合はどうするかというふうなことがございませうけれども、それは一般の行政代執行法とか既存の法律で対応していきたいと思っております。

○中西(維)委員 使用認可の手続についてお聞きしたいと思っております。使用認可に関する処分をするときには、関係行政機関の意見を求めなければならぬし、申請の事業者に対し、説明会の開催など、使用認可申請等の内容を周知させるために必要な措置を講ずることを求めることができる。その他、公聴会、使用認可申請書の公告縦覧、利害関係者の意見書の提出など、使用の認可の手続について所要の規定を設けるものとするとあります。

従来から問題になっておりますのは、反対なりあるいはいろいろな意見がある、こうしたときに、

公聴会等で絶えず問題になってきた点でありますけれども、排除したり、あるいは形式的にこれを強行するというようなものになってきた経緯があるわけでありませうけれども、こうした問題等については今後いかに対応をするおつもりか、お答えください。

○中山國務大臣 この法案につきましては、地権者による通常の利用が見込まれない空間であるという大深度地下の特性に応じまして、合理的な権利調整のルールを定めるものとした点でございませう。

使用権の設定に当たりましては、国民の権利保護に十分配慮して、あらかじめ地権者に対して説明会を開催するとともに、都市計画法やらそれからまた土地収用法にもあるような一般公衆への公告、それから縦覧、利害関係人の意見書の提出等を定めることによりまして、地権者等の意見を十分に反映する仕組みにいたしましたところでございませう。

本法案の施行に当たりましては、この趣旨を踏まえまして、手続について周知を図るとともに、適正な運用に努めてまいりたい、個別的な意見書に対しても配慮をいたしたいと思っております。

○中西(維)委員 この問題につきましては、特にこれからこの種問題についての民主的な手続を遂げていくということが、今、回答ありましたけれども、今までの状況等を十分反省した上でこれをやっていくか、いろいろなところでの、ダムについての問題だとか、たぐさんの係争的なものが出てきておられるわけですね。ですから、これらについても、もともと審議会等でこれを認定したりなんかしておりますけれども、やはり依然として問題が解決されないままですね。

例えばダムなんかの場合には、今から三十年も前にダムを建設するということになれば、目的は何かということになってくる。ところが、だんだん時間がたつに従って、その水量が必要ないとか、あるいはいろいろな問題が出てくるわけですね。そうすると、今度、目的がだんだん変わってくる。

こういうふうな問題等が今まであったわけですね。ですから、今度、一般の皆さんの信頼からすると、行政は何でもかんでも強行してくるんだというふうな認識を持つに至っておられるわけですね。ですから、今回の大深度の場合には、先ほど出てきた環境だとか安全だとか、いろいろな問題がたぐさんあるわけですから、こうした点についてぜひ住民あるいは多くの皆さんがこれを理解し、そして了解できるという体制をとることの方が、十分慎重に、しかも対応策を出してやつた方が、結局は短時間でそれが済んだということになり得ると私は思うのです。ぜひこうした点について国土庁の方も指導し、各役所等におきましても考えるようにさせていくようにしていきたい、こう考えるわけでありませう。ぜひ御勸業いただきたいと思っております。

それから、対象事業の中には、第四条関係になるわけでありませうけれども、土地収用法の第三条に特定されている、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設、日本原子力研究所が研究の用に供する施設、核燃料サイクル開発機構の業務に関する施設が含まれております。

現在、社会的に問題を起こしておることもありまして、廃棄物事業について本法案の想定する中から排除する法的な担保が必要じゃないかと私は思うんですけれども、この点について、どのようなおつもりでおられるでしょうか。

○板倉政府参考人 本法案の対象事業につきましては、基本的に土地収用法に限定列挙する事業というのを最大限といたしまして、その中で大深度地下の使用の必要性の高いものを本法の対象事業とさせていただきますところでございます。それから、政令で、その範囲内で逐次追加ができる、こういう措置を講じております。

お尋ねの一般廃棄物処理施設とか産業廃棄物処理施設は、現在対象事業としておりませうが、これは厚生省等の関係省庁の御意見、あるいはその事業の必要性等を十分勘案して、その時点で検討

させていただきますことになるかと思っております。それから、原子力関係については、全く予定をしております。

○中西(維)委員 以上で終わります。

○大口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大口委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。中島武敏君。

○中島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になりました大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案に対する反対討論を行います。

反対する理由の第一は、この法案が大都市の大深度地下に、道路、鉄道、上下水道、河川、電気・通信・ガス事業施設等の建設を推進するための制度を創設していることでありませう。このことは、リニア新幹線で大深度でとか、首都圏の外郭環状線が大深度でとか、この大深度地下利用の制度化を見込んで声高に推進しようとしていることからも明らかであります。

我が党は、大深度地下の公共的利用自体を否定するものではありません。しかし、現在の国、地方自治体の破局的財政状況のもとで、むだで浪費的な公共事業の推進が大きな政治問題になっていくときに、それをさらに促進することは問題であると考えます。今政治に求められているのは、公共投資、公共事業のあり方そのものが問われているのでありませう。それに手をつけないうまま、それをさらに推進する制度、仕組みをつくることには反対であります。

第二の理由は、臨時大深度地下利用調査会の答申で「大深度地下については調査・分析の事例が少なく、環境影響を予測するために十分な知見が得られていないとはいえない」としているように、大深度地下についての十分な科学的、民主的な調査研究をしないまま、事業推進を第一義にしていることでもあります。

大深度地下は残された貴重な空間であり、一たん設置された施設の撤去は困難な空間であります。しかも、その開発、利用については、技術面、安全面、環境面でさまざまな未解明な課題があることは、専門家がつとに指摘していることであります。したがって、未解明の課題について慎重な検討、審査が必要であるのに、それをあいまいにしたまま大深度地下利用を推進することは、我が国の将来にも禍根を残すものであります。

第三に、大深度地下の使用について、事業者と行政機関の協議、調整だけを優先し、国民に対してはその事業の認可が済んでから使用認可の手続を定めていることであります。これでは土地所有者など国民の意見が反映される保証がないことは明らかであります。

以上三点の理由から本法案に反対することを表明して、討論を終わります。  
○大口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大口委員長 これより採決に入ります。  
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○大口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大口委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、原田義昭君外四名より、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の五党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。吉田公一君。

○吉田(公)委員 ただいま議題となりました大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべしである。

一 大深度地下の公共的使用が三大都市圏における都市機能の過度の集中を招くことのないよう、十分配慮すること。

二 交通機関等の大深度地下の使用については、長期的な振動等が人体に与える影響を含め環境への影響について厳正な審査を行うこと。また振動等が人体に与える長期的影響については、学術研究機関等における調査研究が活発に行われるよう配慮するとともに、その知見が審査において積極活用されるよう努めること。

三 大深度地下の使用については、帯水層に係る事前の調査を十分に行い、周辺の地下水の取水に影響を与えることのないよう努めること。

四 大深度地下の使用の認可を行うに当たっては、構造物の安全性に係る審査を十分に行い、利用者の安全の確保に万全を期すこと。

五 大深度地下の公共的使用が土地の所有権と密接な関係を持つことに鑑み、本制度が円滑に運用されるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、大深度地下の使用の状況等本制度に関する情報の提供及び公開を積極的に行うこと。

以上であります。  
委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立多数。よって、原田義昭君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、中山国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。国土庁長官中山正暉君。

○中山国務大臣 国土庁長官としてごあいさつを申し上げます。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま御可決をいただきましたことを深く感謝申し上げます。次第でございます。

今後、御審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

○大口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

ととし、本日は、これにて散会いたします。午後二時二十八分散会